

## <パブリックコメントにおける住生活基本計画(全国計画)変更に対する主なご意見とそれに対する考え方>

※計111の個人・団体より、447件のご意見を頂きました。  
 ※同趣旨のご意見はまとめて掲載しております。

整理番号	意見関係箇所	頂いたご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	はじめに	「はじめに」にコロナ禍における国民の住生活の困難、困窮についての記述が一切ない。当然の提起として、「新型コロナウイルス感染症の拡大」による住生活の実態について、「住居確保給付金」の支給の増大、家賃の滞納、住宅ローン返済の滞納、住居を失う人々の増加、住まいを失わない対策が必要であることを明記すべきである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「はじめに」及び「第1」については、住生活をめぐる現状と課題を総括的に記載しており、住宅政策に関する現状等を網羅的に記載しているものではありません。</li> <li>・なお、「はじめに」において、セーフティネット機能の強化の必要性について記載するとともに、第2目標5において、コロナ禍で生活に困窮している方を含めた住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備について記載しており、原案通りとさせていただきます。</li> </ul>
2	はじめに	住教育を学ぶことにより、「地域で多様な世代が支え合う地域共生社会の実現を通じ、すべての人々が住宅を確保して安心して暮らせる社会を目指す」ことができる。基本計画に「住教育」を追記し、より具体的に方針を定め、地方自治体にも促す必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・頂いた御意見等を踏まえ、第4(1)②「国と地方公共団体・・・等が、・・・住教育を推進して住まいの選択に関する情報提供を行うなど、豊かな住生活の実現に向けた施策を推進する。」と追記しております。</li> </ul>
3	はじめに	「住宅は、人々の生活を支える基盤であり、社会の礎である。」(p1.7行目)は、「健康で文化的な最低限度の生活」(憲法)及び「住居を内容とする相当な生活水準についての…(中略)…権利」(国連社会権規約11条)と同趣旨の位置づけと考えるが、この立場を十分踏まえたものとなっていないため、見直しが必要である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画は、住宅が国民の健康で文化的な生活にとって不可欠な基盤であることなどを定めた住生活基本法の基本理念を踏まえたものであり、原案通りとさせていただきます。</li> </ul>
4	はじめに	「格差社会」「貧困」「災害」「新型コロナ禍」「若者の住宅困窮」などの「住まいの貧困」は、「生活を支える基盤」「社会の礎」の実現をめざす「住宅政策」「居住福祉」が喫緊の課題であることを示している。深刻な状況をしっかり踏まえ、現実と課題を記述してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「はじめに」及び「第1」については、住生活をめぐる現状と課題を総括的に記載しており、住宅政策に関する現状等を網羅的に記載しているものではありません。</li> <li>・なお、第2目標5において、コロナ禍で住生活を営むことが困難となった方を含めた住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備について記載しております。</li> </ul>

整理番号	意見関係箇所	頂いたご意見の概要	ご意見に対する考え方
5	はじめに	国民の住生活の安定の確保のための最大の課題である「住居費負担、家賃負担」及びその軽減施策については計画案全体を通じて記述がない。法の精神に戻り、確かで志のある基本施策に書き改めるべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「はじめに」については、住生活をめぐる現状と課題を総括的に記載しており、住宅政策に関する現状等を網羅的に記載しているものではなく、また具体的な施策に関して記載しているものでもありません。</li> <li>・また、本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であり、予算制度や財源措置について定めるものでもありません。</li> </ul>
6	はじめに	価値観の多様化を認めるのは重要な認識であるが、その対応が「何度も住替え可能な住宅循環システム」というのは問題である。多様な人々がそれぞれに必要な住宅を取得しうる仕組みを確立すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「はじめに」については、住生活をめぐる現状と課題を総括的に記載しており、住宅政策に関する現状等を網羅的に記載しているものではなく、また具体的な施策に関して記載しているものでもありません。</li> <li>・なお、目標1、目標3、目標4、目標5において、人々のニーズの多様化に応じた住まいの実現の観点で基本的な施策を記載しており、計画の実施にあたり適切に実施してまいります。</li> </ul>
7	はじめに	「国民一人ひとりが真に豊かさを実感できる住生活の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進してきたところである。」としているが、この認識自体が国民の実態からかけ離れた認識である。今求められている国民要求は、持続可能な「安心して住み続けられる」住宅政策であり、コロナ禍で求められ最も重視されるべき施策は、国策としての公営住宅の大量建設であり、恒久的家賃補助制度の創設、住居確保給付金の延長、給付基準の引き上げなどより実効性ある施策である。また、「住まいは人権・住宅は福祉」の理念のもと、住宅セーフティネット法が真に実行しあるものとするべきであるが、全国の自治体で一向に推進されない。憲法25条の理念を「住生活基本法」の基本とすることを明記すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「はじめに」については、住生活をめぐる現状と課題を総括的に記載しており、住宅政策に関する現状等を網羅的に記載しているものではありません。</li> <li>・公営住宅の供給については、住生活基本法において、都道府県が公営住宅の供給目標量を定めることとされており、その際、本計画別紙5の考え方により、地域の実情を踏まえて、新規の建設も含めた供給の目標量が設定されます。</li> <li>・家賃補助制度、住居確保給付金、給付基準の引き上げ等については、本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であり、予算制度や財源措置について定めるものではありません。</li> <li>・本計画は、住生活基本法第6条に定める居住の安定の確保に関する基本理念にのっとり作成するものであるとともに、セーフティネット機能の整備については目標5に記載しており、「基本的な施策」に基づき、適切に対応してまいります。</li> </ul>
8	はじめに	「住宅は、人びとの生活を支える基盤であり、社会の礎である」と掲げられているのであれば、「住まいは権利」を基軸に据えた住宅政策を確立することが求められている。したがって、その基礎がどれだけ整備されたか、整備されるためにはどのような課題があるのかを整理して、策定すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「はじめに」及び「第1」については、住生活をめぐる現状と課題を総括的に記載しており、住宅政策に関する現状等を網羅的に記載しているものではありません。</li> </ul>

整理番号	意見関係箇所	頂いたご意見の概要	ご意見に対する考え方
9	はじめに	人口減少下においても世帯数は増加しており、世帯・家族の小規模化により、ますます住生活において近隣とのつながりを持たず孤立した暮らしが深刻な問題を生んでいる。「住生活」とは、住居の中だけのことを指すのではなく、近隣とのつながりやコミュニティの営みを含めた包摂的なものであるため、健康で文化的な暮らしを送るためにも、地域コミュニティの再構築が欠かせない旨を加えてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「はじめに」については、住生活をめぐる現状と課題を総括的に記載しており、住宅政策に関する現状等を網羅的に記載しているものではありません。</li> <li>・なお、御意見の通り、多様な世代がつながり交流する、ミクストコミュニティの形成は重要であると認識しており、目標4（2）において基本的な施策を記載しております。</li> </ul>
10	はじめに	<p>住替えを可能とするためには建替えやリフォームによる安全で質の高い住宅ストックへの更新を進め、既存住宅流通を活性化することが必要であるとともに、「人生で何度も」はライフスタイルの一種ではあるが、一般的でない。したがって、以下のように文章を修正してほしい。（『』追加箇所）</p> <p>「豊かな住生活を実現するためには、『建替えやリフォームによる安全で質の高い住宅ストックへの更新を進め、既存住宅流通を活性化することにより、』ライフスタイルに合わせて住替えが可能となるような住宅循環システムの構築を進めるとともに、・・・」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リフォームや建替えによる良質な住宅ストックへの更新は重要な施策であり、目標6（2）（基本的な施策）に記載しておりますが、「はじめに」については、住生活をめぐる現状と課題を総括的に記載しており、住宅政策に関する現状等を網羅的に記載しているものではありませんので、原案通りとさせていただきます。</li> <li>・また、それぞれのライフスタイルに合わせて、人生で何度も柔軟に住み替えることができるようにすることは、豊かな住生活の実現に向けて重要な施策であることから、原案通りとさせていただきます。</li> </ul>
11	第1	「第1 住生活をめぐる現状と課題」にコロナ禍における国民の住生活の困窮について記載がない。「住居費、家賃負担」の現状と課題を記載すべき。「住生活基本計画（全国計画）」は「住宅・土地統計調査」（2018年）の結果を反映、利用することになっているが、それらの反映が見られない。特に「民営借家、公営借家、UR・公社の借家」の家賃負担の推移と現状、「公的借家」の戸数の推移と現状も示し、借家の課題を記述すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第1」については、住生活をめぐる現状と課題を総括的に記載しており、住宅政策に関する現状等を網羅的に記載しているものではありません。</li> <li>・なお、「はじめに」において、セーフティネット機能の強化の必要性について記載するとともに、第2目標5において、コロナ禍で生活に困窮している方を含めた住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備について記載しており、原案通りとさせていただきます。</li> <li>・また、住宅・土地統計調査の結果については、本計画を策定するにあたっての基礎資料として活用させて頂いているところです。引き続き、同調査等を通じて、住宅ストックや住宅市場の状況等の把握に努めてまいります。</li> </ul>
12	第1	世帯数減少による空き家の増加が課題である。相続が発生する前に建物所有者が方針を決定し対策することが大事である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家の発生抑制については、目標7（1）において記載しており、原案通りとし、頂いた御意見等を踏まえ、計画の実施にあたり適切に対応してまいります。</li> </ul>
13	第1	住宅貧困の現状と課題を記述すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第1」については、住生活をめぐる現状と課題を総括的に記載しており、住宅政策に関する現状等を網羅的に記載しているものではありません。</li> <li>・なお、第2目標5において、生活が困難となった方を含めた住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備について記載しております。</li> </ul>

整理番号	意見関係箇所	頂いたご意見の概要	ご意見に対する考え方
14	第1	国民各層の収入が低下する状況下において、重要な課題である住居費や家賃の負担について追加すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「はじめに」において、セーフティネット機能の強化の必要性について記載するとともに、第2目標5において、生活が困難となった方を含めた住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備について記載しており、原案通りとさせていただきます。</li> </ul>
15	第1	災害の危険性の高い土地での建築の制限、危険地域からの移転に対する支援が課題である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・御意見の趣旨については、目標2（1）（基本的な施策）「…豪雨災害等の危険性の高いエリアでの住宅・住宅地の立地を抑制」、「災害の危険性等地域の実情に応じて、…災害の危険性の高いエリアにある既存住宅の移転を誘導」と修正後の記載に含まれております。</li> </ul>
16	第1	災害が激甚化する昨今、国土計画の抜本的な見直しが必要である。流域治水についても、本計画に盛り込むべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流域治水を含めた災害対策と住生活の関係については、目標2において記載しているところであり、原案通りとさせていただきます。</li> </ul>
17	第1	第1（災害と住まい、コミュニティ）に「〇地域コミュニティの脆弱化により、災害から命を守るための互助の力が低下しているため、あらためて地域コミュニティの再構築が必要とされている。」と追加してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第1」については、住生活をめぐる現状と課題を総括的に記載しており、住宅政策に関する現状等を網羅的に記載しているものではありません。</li> <li>・なお、御意見の通り、多様な世代がつながり交流する、ミクストコミュニティの形成は重要であると認識しており、目標4（2）において基本的な施策を記載しております。</li> </ul>
18	第1	中小の建設会社は住宅建設のみならず、災害時においても地域に貢献していることを明記すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第1」については、住生活をめぐる現状と課題を総括的に記載しており、住宅政策に関する現状等を網羅的に記載しているものではありません。</li> </ul>
19	第1	災害による電源確保の手段としては電気自動車からの電力供給だけでなく、家庭用の燃料電池や蓄電池など分散電源等の導入によっても実現が可能であることから、第1（住生活産業）は「災害による停電時の電源確保等に資するエネルギー供給源の多様化・分散化を進めるため、電気自動車から住宅に電力を供給するシステム（V2H：Vehicle to Home）等の分散電源の普及に向けた取組が進められている。」と記載してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第1」については、住生活をめぐる現状と課題を総括的に記載しており、住宅政策に関する現状等を網羅的に記載しているものではありません。</li> <li>・御意見の趣旨は、目標2（1）（基本的な施策）「住宅・住宅地のレジリエンス機能の向上」において記載しているところであり、原案通りとし、頂いた御意見を参考としつつ、計画の実施にあたり適切に対応してまいります。</li> <li>・なお、御指摘の箇所は、「…住宅・自動車におけるエネルギーの融通等…」と修正しております。</li> </ul>

整理番号	意見関係箇所	頂いたご意見の概要	ご意見に対する考え方
20	第1	<p>災害時のレジリエンス機能の強化に最も有効なのは、継続的に電気を生み出し生活の維持に貢献できる設備であり、その次に、事前に蓄えておいた電気で一定期間生活の維持に貢献できる設備である。まずは家庭用燃料電池や太陽光発電等の発電設備であり、その次に蓄電設備およびその一種であるV2Hとする方が適切であるため、第1（住生活産業）は、「・・・の多様化・分散化を進めるため、災害下でも継続的に電力を生み出すことができる家庭用燃料電池や太陽光発電といった発電設備、そのほか事前に蓄えた電力を一定期間供給できる設備として蓄電池や、電気自動車から住宅に電力を供給する・・・」と修正してほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第1」については、住生活をめぐる現状と課題を総括的に記載しており、設備等に関する説明を網羅的に記載しているものではありません。</li> <li>・なお、御指摘の箇所は、「・・・住宅・自動車におけるエネルギーの融通等・・・」と修正しております。</li> </ul>
21	第1	<p>太陽光発電、蓄電池、停電時自立発電機能付き燃料電池は、災害による停電時の電源確保、エネルギー供給源の多様化・分散化に資するシステムであるため、第1（住生活産業）は、「災害による停電時の電源確保等に資するエネルギー供給源の多様化・分散化を進めるため、太陽光発電、蓄電池、停電時自立発電機能付き燃料電池および電気自動車から住宅に電力を供給するシステムの普及に向けた取組みが進められている。」と修正してほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・御意見の趣旨については、「・・・住宅・自動車におけるエネルギー融通等・・・」と修正後の記載に含まれることから、原案通りとさせていただきます。</li> </ul>
22	第1	<p>住宅産業の担い手は大工就業者に限らず、他の職種でも減少傾向で高齢化している。また、目標8に「大工技能者等」と記載があり、整合性をとるため、第1（住生活産業）は「住宅産業の担い手である大工技能者等の数は減少傾向にあり、高齢化も進んでいる。」と修正してほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国勢調査（総務省統計局）の数値を引用しているため、統計上の用語である「大工就業者」としております。</li> </ul>
23	第1	<p>世帯数の減少が始まっていない頃から空き家が増加している。過剰な新規建設が空き家を生んでいるのは明らかであり、その点を記載すべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第1」については、住生活をめぐる現状と課題を総括的に記載しており、住宅政策に関する現状等を網羅的に記載しているものではありません。</li> </ul>
24	第1	<p>「住宅・土地統計調査」によると、稼働年齢層が賃貸住宅に住む傾向が強まっており、その現状について記載すべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第1」については、住生活をめぐる現状と課題を総括的に記載しており、住宅政策に関する現状等を網羅的に記載しているものではありません。</li> </ul>

整理番号	意見関係箇所	頂いたご意見の概要	ご意見に対する考え方
25	第1	75歳以上の単身世帯は増加しており、居住確保が困難になる状況が予想される。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「第1」については、住生活をめぐる現状と課題を総括的に記載しており、住宅政策に関する現状等を網羅的に記載しているものではありません。</li> </ul>
26	第1	住宅扶助基準の引下げにより、耐震基準の満たない住居の選択を余儀なくされている生活保護受給者がいる現状を記載すべき。厚生労働省と連携し住宅扶助費の引き上げを行い、コロナ禍で急増する生活保護制度が国民の権利であることを周知し、健康で文化的な生活環境のもとで、真に人間らしく生活する権利を国が自ら守ることや、公営住宅入居を最優先で提供することを記載すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「第1」については、住生活をめぐる現状と課題を総括的に記載しており、住宅政策に関する現状等を網羅的に記載しているものではありません。</li> <li>また、本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、「基本的な施策」では、具体的な施策の記載は最小限にとどめ、予算措置・財源措置などを記載するのではなく、施策の基本的な方向性を記述しているところです。</li> <li>なお、第2目標5において、コロナ禍で生活に困窮している方を含めた住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備について記載しております。</li> </ul>
27	第1	テレワークが過重労働に結び付かない、地域での対応を含めた住まいの条件が求められている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>テレワークと労働との関係については、住宅政策の基本的方針等を定める本計画で記載することは適切ではないため、原案通りとさせていただきます。</li> </ul>
28	第1	第1（多様な住まい方、新しい住まい方）に「〇テレワークの増加により、自宅にいる時間が増えた分、社会との隔絶がおこり、家族内では女性の家事労働の負担が増大したり、家族内での逃げ場のない生活が大きな問題につながっている。」と追加してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「第1」については、住生活をめぐる現状と課題を総括的に記載しており、住宅政策に関する現状等を網羅的に記載しているものではありません。</li> </ul>
29	第2	住生活基本法の基本理念に基づけば、住生活をめぐる現状と課題を踏まえた目標、方針及び基本的な施策が適切に設定される必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2「住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策についての基本的な方針並びに目標及びその達成のために必要な基本的な施策」において、目標、方針及び基本的な施策を記載しておりますが、頂いた御意見等を踏まえ、第2の冒頭に「本計画においては、以下の3つの視点及び8つの目標に基づき、住宅政策の目指すべき方向性を国民に分かりやすく示すことを基本的な方針とし、総合的な施策の推進を図ることとする。」と追記しております。</li> </ul>

整理番号	意見関係箇所	頂いたご意見の概要	ご意見に対する考え方
30	第2 目標1	居住の流動化を強調しているが、前提として住み続けられることが基本であり、住民追い出し型の開発を住宅政策の立場から問題視すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、「基本的な施策」では、住生活の安定の確保等に向けた施策の基本的な方向性を記述しているところです。</li> </ul>
31	第2 目標1	市場政策の基本は住民（消費者）保護にある。国が明確にその立場を示すとともに、事業者側も実効性のある商品・サービスを生み出すことができる趣旨を記載すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>御意見の趣旨については、目標1（1）「紛争処理体制の整備」、目標6（1）「瑕疵保険の充実」等において基本的な施策を記載しております。</li> </ul>
32	第2 目標1.6	空き家に関して賃貸借を促進してほしい。ライフスタイルに合わせた柔軟な住み替えや既存住宅流通の活性化、空き家利活用、適切な管理促進や発生抑制、適切な対応について、住教育を通じ、多くの世代の方に学んでほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>御意見の趣旨については、目標7（2）（基本的な施策）「空き家・空き地バンクを活用しつつ、…空き家の改修・DIYを進め…」、「空き家の情報収集や調査研究活動、発信、教育・広報活動を通じて空き家対策を行う民間団体等の取組を支援」と記載するとともに、頂いた御意見等を踏まえ、第4（1）②「国と地方公共団体・・・等が、・・・住教育を推進して住まいの選択に関する情報提供を行うなど、豊かな住生活の実現に向けた施策を推進する。」と追記しており、頂いた御意見を参考としつつ、「基本的な施策」を踏まえて、具体的な施策を検討・実施してまいります。</li> </ul>
33	第2 目標1（基本的な施策）（1）	新しい住まい方として「地方、郊外、複数地域での生活」に限定せず、多様なニーズへの対応も反映した表現とすべきであるため「（1）国民の新たな生活観をかなえる二地域居住・多地域居住等や、生活状況に応じて住まいを柔軟に選択できる居住形態の多様化・柔軟化の推進」と修正してほしい。また、戸建ても含めた多様な対象とすべきであるため「空き家等の既存住宅活用を重視するとともに、意欲ある地方公共団体と緊密な協力関係を構築し、体験的な居住にも資する住宅の提供や物件情報の提供、リフォーム、住宅取得環境の整備を進め、セカンドハウスやシェア型住宅、一時滞在施設での居住、サブスクリプション型居住等、多様な二地域居住・多地域居住を推進」と修正してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>御意見の趣旨については、「国民の新たな生活観をかなえる居住の場の多様化及び生活状況に応じて住まいを柔軟に選択できる居住の場の柔軟化の推進」と記載しており、原案通りとさせていただきます。</li> <li>また、戸建ても含めた多様な対象とすべきとの御意見の趣旨については、目標7も含めた「基本的な施策」の記載中に含まれることから、原案通りとさせていただきます。</li> </ul>

整理番号	意見関係箇所	頂いたご意見の概要	ご意見に対する考え方
34	第2 目標1 (基本的な施策) (1)	成果指標「既存住宅流通及びリフォームの市場規模」の令和12年度14兆円達成には建蔽率の緩和が効果的である。「住宅内テレワークスペース、地域内コワーキングスペース、サテライトオフィス等を確保し、職住一体・近接、在宅学習の環境整備を推進する・・・」ため住宅のリフォームに際し、建蔽率の緩和の検討をしてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、「基本的な施策」では、施策の基本的な方向性を記述しているところであり、頂いた御意見を参考としつつ、「基本的な施策」を踏まえて、具体的な施策を検討・実施してまいります。</li> </ul>
35	第2 目標1 (基本的な施策) (1)	賃貸住宅に限定したものでなく既存住宅の流通促進も含めた取り組みが望ましいため「整備とともに、計画的な修繕、長期優良住宅や持家の円滑な賃貸化や流通の促進など、子育て世帯等が安心して居住できる賃貸住宅や既存住宅の流通市場の整備を推進」と修正すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>御意見の趣旨については、目標1(1)(基本的な施策)「性能が確保された物件の明確化、紛争処理体制の整備などの既存住宅市場の整備とともに、・・・子育て世帯等が安心して居住できる賃貸市場の整備を推進」する旨記載しており、原案通りとさせていただきます。</li> </ul>
36	第2 目標1 (基本的な施策) (1)	住宅内、地域内にワーキングスペースを設けるにあたっては、そのスペースをオフィス等に準じた室内環境とすることが望ましいため「○住宅内テレワークスペース、地域内のコワーキングスペース、サテライトオフィス等を確保し、職住一体・近接、在宅学習の環境整備を推進するとともに、宅配ボックスや自動水栓、高性能換気設備の設置等による、感染防止に配慮した環境整備を推進」と修正してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、「基本的な施策」では、具体的な設備等の記載は最小限にとどめ、施策の基本的な方向性を記述しているところであり、原案通りとし、頂いた御意見を参考としつつ、具体的な施策を実施・検討してまいります。</li> </ul>
37	第2 目標1 (基本的な施策) (2)	不動産取引プロセスのデジタル化の記載があるが、新築時の手続きのデジタル化も織り込むべきであり、基本的施策に「○新築・増改築における建築確認申請等の各種手続きのデジタル化、オンライン化の推進」を追加してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、「基本的な施策」では、具体的な施策の記載は最小限にとどめ、施策の基本的な方向性を記述しているところです。</li> <li>御意見の趣旨については、目標1(2)に含まれるものと考えており、頂いた御意見を参考にしつつ、「基本的な施策」を踏まえて、具体的な施策を検討・実施してまいります。</li> </ul>
38	第2 目標1 (基本的な施策) (2)	VRを活用した現場検査の導入、住宅履歴情報との連携等の拡大のため、「OAIによる設計支援や劣化診断の自動化等の住宅生産・管理プロセスのIT化、VRの活用や試行的なBIMの導入による効果検証等を通じた生産性の向上に向け、・・・」と修正すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、「基本的な施策」では、具体的な施策の記載は最小限にとどめ、施策の基本的な方向性を記述しているところです。</li> <li>御意見の趣旨については、目標1(2)に含まれるものと考えており、頂いた御意見を参考にしつつ、「基本的な施策」を踏まえて、具体的な施策を検討・実施してまいります。</li> </ul>

整理番号	意見関係箇所	頂いたご意見の概要	ご意見に対する考え方
39	第2 目標1 (基本的な施策) (2)	賃貸借契約においては、賃貸人及び仲介する宅地建物取引業者から現状でも十分な情報の提供がないまま取引が行われ、契約後にトラブルが発生している。デジタル化によって、重要事項の説明等が省略され、賃借人は誤った取引や契約に陥る危険があり、持家・借家を含め、契約・取引プロセスの安易なデジタル化は行うべきではない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅分野において、コロナ禍を契機として、遠隔・非接触の顧客対応や契約交渉等、DXの動きが急速に進展する中で、こうした社会経済の変化に対応した環境整備は重要であると考えております。頂いた御意見を参考にしつつ、計画の実施にあたり適切に対応してまいります。</li> </ul>
40	第2 目標1 (基本的な施策) (2)	「デジタル化による利便性の向上」との表現と合わせ、「DXの推進による生産性の向上」とすべき。また、BIMは生産性の向上の一つであり、BIMの導入のみをDX推進の施策とすべきではないため「O AIによる設計支援や劣化診断の自動化等の住宅生産・管理プロセスのIT化やBIMの導入等、住宅の設計から建築、維持・管理に至る全段階におけるDXの推進による生産性の向上」と修正してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>頂いた御意見等を踏まえ、「デジタル化による利便性の向上」を「DXの推進」に修正しております。</li> <li>また、BIMが生産性の向上の一つであるとの御意見の趣旨は、「基本的な施策」に記載のとおりであり、原案通りとさせていただきます。</li> </ul>
41	第2 目標1 (成果指標)	目標1は成果指標が提示されていないが、地方自治体と国土交通省など4府省が共同で、東京圏から地方への人口移動を後押しする「全国二地域居住等促進協議会(仮称)」を立ち上げる動きもあり、これを推進するため「二地域居住率」を成果指標として検討してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>成果指標については、目標の達成状況を定量的に測定するために設定するもので、統計データにより現状把握、フォローアップが可能な項目を取り上げております。今後の計画の見直しに際しては、統計調査の充実も含め、成果指標の充実を図るよう検討してまいりたいと考えております。</li> <li>なお、目標1の成果指標として「DX推進計画を策定し、実行した大手住宅事業者の割合」を追記しております。</li> </ul>
42	第2 目標2	住宅・商店などの密集した市街地において、火災類焼クラスタの早期解消が必要であり、記載してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>御意見の趣旨については、目標2(1)(基本的な施策)「地震時等に著しく危険な密集市街地の解消」と記載しており、原案通りとさせていただきます。</li> </ul>

整理番号	意見関係箇所	頂いたご意見の概要	ご意見に対する考え方
43	第2 目標2 (基本的な施策) (1)	優遇措置等の対象地域から除外しただけでは、既存住宅の移転誘導はできないため「・災害の危険性の高いエリアを優遇措置等の対象地域から除外したり、同エリアからの移転促進策を講ずることによる、安全なエリアへの住宅立地、移転の誘導」と修正してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>御意見の趣旨については、「既存住宅の移転の誘導」の記載に含まれておりますが、頂いた御意見等を踏まえ、「災害の危険性等地域の实情に依りて、優遇措置等の対象となる立地を限定し、安全な立地に誘導するとともに、災害の危険性の高いエリアにある既存住宅の移転を誘導」と修正しております。</li> </ul>
44	第2 目標2 (基本的な施策) (2)	「基本とし」との表現で既存ストック活用重視の姿勢は表現されており、「重視して」と重ねて表現する必要はない。また既存ストック活用を基本とするのであれば、活用可能な既存ストック量の不断の把握が不可欠であるため「○今ある既存住宅ストックの活用により応急的な住まいを速やかに提供することを基本とし、災害時に備えて一時提供可能な公営住宅等の既存ストックや賃貸型応急住宅の供給可能量を不断に把握し、被災者の応急的な住まいを早急に確保」と修正してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>御指摘の箇所については、災害発生時における被災者の応急的な住まいの早急な確保にあたっては、まずは公営住宅等の既存ストックの一時提供や賃貸型応急住宅の円滑な提供を図ることが重要であると考えていることから、原案通りとさせていただきます。</li> <li>また、御意見の趣旨については、「基本的な施策」に含まれていることから、原案通りとさせていただきますが、頂いたご意見を参考にしつつ、計画の実施にあたり、適切に対応してまいります。</li> </ul>
45	第2 目標2 (基本的な施策) (2)	「(2) 災害発生時における被災者の住まいの早急な確保」では応急的な住まいに関する記述のみであり、被災者が恒久的な住まいを速やかに確保できる施策を記載すべき。その際、公営住宅等の供給とともに自力再建を促進する支援金制度の抜本的な拡充を行うべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>御意見の趣旨については、目標2(2)(基本的な施策)「災害公営住宅の整備等により、被災者の生活再建に向けた恒久的な住まいを速やかに確保」と記載しております。</li> <li>なお、本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であり、予算制度や財源措置について定めるものではありません。</li> </ul>
46	第2 目標2 (基本的な施策) (2)	豪雨、地震、津波、竜巻等々の大規模災害が頻発し、人々の生活基盤である住まいを失う人々も急増しているが、基本的な施策には、こうした世界と、日本における気候変動を予見した現状分析、検証、計画が全く示されていない。コロナ禍における感染対策、衛生環境基準など、今後の災害時における避難所のモデルケースを早期に作成し、自治体への財政支援も含めた施策を検討してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対応と住宅政策との関係については、住宅政策の基本的方針等を定める本計画に基本的な施策を記載しているところであり、原案通りとさせていただきます。</li> <li>なお、災害発生時における被災者の住まいの早急な確保については、目標2(2)に記載しております。</li> </ul>

整理番号	意見関係箇所	頂いたご意見の概要	ご意見に対する考え方
47	第2 目標2 (基本的な施策) (2)	災害時の仮設住宅は、劣悪な環境であり、仮設住宅居住者の実態調査と環境改善を明記すべき。また、被災者が生活再建できるまで、国は復興支援策を継続すべきであり、プレハブ仮設住宅から、耐震、建築安全基準を踏まえた木造建築物に見直すべきである。建築の専門家による住宅設計と地元中小建設業者と共同し、被災者の健康と地域のコミュニティに配慮した住宅建設について明記すべき。重ねて、応急仮設住宅2年入居期限の撤廃とあわせ、入居期限の最低5年間延長の法改正を行うことを記述すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、「基本的な施策」では、具体的な施策の記載は最小限にとどめ、施策の基本的な方向性を記述しているところ です。</li> <li>・御指摘の箇所については、被災者の応急的な住まいの早急な確保にあたっては、まず既存ストックの活用が重要であるとの考え方を示したうえで、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合の建設型応急住宅の設置や、さらには、セーフティネット登録住宅の活用による住まいの速やかな提供とともに、災害公営住宅の整備等により、被災者の生活再建に向けた恒久的な住まいを速やかに確保することを基本的な施策として位置付けております。</li> <li>・また、別紙5において、公営住宅の供給目標量を設定する都道府県においては、公営住宅の整備及び管理にあたって、「耐震性の確保はもとより、省エネルギー性能、バリアフリー対応、耐久性等の確保に努める」と記載しております。</li> <li>・なお、災害救助法に関連する御指摘に関しましては、内閣府の所管となります。</li> </ul>
48	第2 目標2 (基本的な施策) (2)	避難所の新型コロナウイルス等の感染対策や被災者の健康確保、災害関連死の防止の上からも超過密状態を防ぐ対策を検討すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所の環境等については、他府省の所管であることから、住宅政策の基本的方針等を定める本計画においては、原案通りとさせていただきます。</li> </ul>
49	第2 目標2 (基本的な施策) (2)	仮設住宅については、災害が大規模になるほど入居期間が長期化する傾向にあり、一定程度の住まいの水準の確保が必要である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標2(2)に記載している賃貸型応急住宅・建設型仮設住宅等についても、別紙1や別紙2で定める水準の確保を図る必要があるため、関係府省とも連携の上、計画の実施にあたり適切に実施してまいります。</li> </ul>
50	第2 目標2 (基本的な施策) (2)	震災発生時の被災者の住宅の確保について、賃貸用の借り上げ仮設住宅の物件の確保と物件の買い占め等を防止する対策を行う必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標2(2)(基本的な施策)「公営住宅等の既存ストックの一時提供や賃貸型応急住宅の円滑な提供により、被災者の応急的な住まいを早急に確保」と記載しており、頂いた御意見を参考にしつつ、計画の実施にあたり適切に対応してまいります。</li> </ul>

整理番号	意見関係箇所	頂いたご意見の概要	ご意見に対する考え方
51	第2 目標2 (基本的な施策) (2)	「セーフティネット登録住宅の活用による住まいの速やかな提供」を掲げるのであれば、コロナ禍にあって、登録住宅が活用されていない原因を分析し、課題を提示すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>御意見のとおり、セーフティネット登録住宅の活用による住まいの速やかな提供は、重要な政策課題であると考えており、頂いた御意見を参考としつつ、今後もセーフティネット登録住宅の活用等に努めてまいります。</li> </ul>
52	第2 目標2 (成果指標)	建築基準は昭和56年(新耐震基準、1981年)および平成12年(現行基準、2000年)に改正されているが、熊本地震(2016年4月)では、1981年から2000年の木造住宅についても、約2割の住宅において大破・倒壊の被害が生じ、耐震性の確認が必要であるとされた。平成12年までの木造住宅の耐震性を高めることは、大規模地震発生時の住宅被害を軽減するとともに安全な住宅・住宅地を形成し、強靱なまちづくりの推進になる。成果指標における耐震性は昭和56年基準とされているが、木造住宅については、平成12年基準をベースとしてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年計画における成果指標「耐震診断(昭和56年基準)が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率」を踏襲しており、原案通りとさせていただきます。</li> <li>なお、頂いた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</li> </ul>
53	第2 目標3	子育て世帯が良質な住宅に住むことができない課題の根本的な原因として住宅費負担の重さが挙げられる。子育て世帯を支援するために「住居費負担の軽減、具体的には公的住宅の供給や、住居費の軽減—民間賃貸住宅の家賃助成あるいは持家取得費等の低減」について追加してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本計画は今後10年間に於ける施策の方向性を定める基本的な計画であることから、「基本的な施策」では、予算制度・財源措置について定めるものではありません。</li> <li>子育て世帯に対する賃貸住宅の家賃負担を軽減するための支援としては、これまでの公営住宅、地域優良賃貸住宅の事業主体に対する家賃低廉化補助に加え、平成29年度よりセーフティネット住宅の賃貸人向けに家賃低廉化支援を行っているところです。</li> <li>御意見の趣旨については、目標3(1)において、子育て世帯の住宅取得の推進や賃貸住宅市場の整備の推進など、子どもを産み育てやすく良質な住宅の確保について記載しており、頂いた御意見を参考としつつ、「基本的な施策」を踏まえて、具体的な施策を検討・実施してまいります。</li> </ul>
54	第2 目標3	多産世帯への住宅取得促進のため、住宅ローンへの大胆な補助(3人目以降の子供の数に応じて月額3万円等)あるいは家賃補助などの経済的サポートについて追加してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本計画は今後10年間に於ける施策の方向性を定める基本的な計画であり、予算制度や税制のあり方について定めるものではありません。</li> </ul>

整理番号	意見関係箇所	頂いたご意見の概要	ご意見に対する考え方
55	第2 目標3, 4	<p>家族扶養が希薄化、非正規雇用の若者の増加により、15歳から30歳の学生を含む単身の若者が適切な質がある住宅の確保に苦慮しているため、目標3と目標4の間に「若者単身（含学生）の住まいの確保」を追加してほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画において、今後10年間の課題に対応するための住宅政策の方向性を国民にわかりやすく示す観点から、3つの視点及び8つの目標を示しているものです。</li> <li>・御意見の趣旨は、目標3において、若年世帯の住宅取得の推進や賃貸住宅市場の整備の推進など良質な住まいの確保について記載しており、頂いた御意見を参考としつつ、「基本的な施策」を踏まえて、具体的な施策を検討・実施してまいります。</li> </ul>
56	第2 目標3～5	<p>地域のなかで助け合うことやコミュニケーションが大事であり、地域コミュニティの中に学生や定年した先生が行う安価な塾や畑、料理教室、図書スペースなどを近隣住民にも公開し、特に母子家庭や貧困層における子どもの学力低下防止、高齢者の雇用、学生アルバイトなどを盛り込んでほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・御意見の趣旨については、目標4（2）（基本的な施策）「多様な世代がつながり交流する、ミクストコミュニティの形成」と記載しており、頂いた御意見を参考としつつ、「基本的な施策」を踏まえて、具体的な施策を検討・実施してまいります。</li> </ul>
57	第2 目標3	<p>子どもを産み育てやすい環境を整えるためには、多世代が助け合い、子育てで孤立することがないようにする必要がある。コミュニティの関係づくりが可能なコレクティブハウジングなどの推進をしてほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画は今後10年間に於ける施策の方向性を定める基本的な計画であることから、「基本的な施策」では、具体的な施策等の記載は最小限にとどめ、施策の基本的な方向性を記述しているところです。</li> <li>・御意見の趣旨については、目標4（2）（基本的な施策）「三世代同居や近居、身体・生活状況に応じた円滑な住替え等が行われるとともに、家族やひとの支え合いで高齢者が健康で暮らし、多様な世代がつながり交流する、ミクストコミュニティの形成」に含まれており、頂いた御意見を参考としつつ、基本的な施策を踏まえて、具体的な施策を検討・実施してまいります。</li> </ul>
58	第2 目標3（基本的な施策）（1）	<p>基本的な施策に、家を取得しようとする際に、家づくりの基本的な知識や専門家のアドバイスが住まい手視点から得られるような「住教育の推進」を追加してほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・頂いた御意見等を踏まえ、第4（1）②「国と地方公共団体・・・等が、・・・住教育を推進して住まいの選択に関する情報提供を行うなど、豊かな住生活の実現に向けた施策を推進する。」と追記しております。</li> </ul>

整理番号	意見関係箇所	頂いたご意見の概要	ご意見に対する考え方
59	第2 目標3 (基本的な施策) (1)	既存の賃貸住宅市場には部屋数の多い物件数が十分ではなく、子育て世帯が適切な広さの住居を確保するには住宅を購入するしかない。コロナ禍によりローン返済に行き詰まる世帯も増加するなか、子育て世帯向けの広さを確保し、かつ、アフォーダブルな家賃で住むことができる賃貸住宅を供給する施策が必要であり、その整備について追加してほしい。これは民間賃貸住宅でもUR、公社住宅でも良い。	<ul style="list-style-type: none"> <li>御意見の趣旨については、目標3(1)の子どもを産み育てやすく良質な住宅の確保に含まれており、原案通りとさせていただきます。</li> </ul>
60	第2 目標3 (基本的な施策) (1)	「子育てしやすく家事負担の軽減に資するリフォームの促進」に加え「ほこりを舞い上げない暖房方式等、子どもの健康にも配慮した住環境の整備」を追加してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、「基本的な施策」では、具体的な施策の記載は最小限にとどめ、基本的な方向性を記述しているところであり、頂いた御意見を参考としつつ、「基本的な施策」を踏まえて、具体的な施策を検討・実施してまいります。</li> </ul>
61	第2 目標3 (基本的な施策) (1)	賃貸住宅の性能の向上と教育・医療施設等へのアクセスの内容は別々に記載すべきであり「○防音性や省エネ性能等、これからの賃貸住宅が備えるべき性能の標準化(デファクト化)により、賃貸住宅の性能向上及び普及を推進」「○保育・教育施設や医療施設等へのアクセスに優れた賃貸住宅の整備」と記載してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅の性能と周辺環境は異なる性質を有している面がありますが、子どもを産み育てやすく良質な賃貸住宅を簡潔に表現するため、1つのまとまりとして整理していることから、原案通りとさせていただきます。</li> </ul>
62	第2 目標3 (基本的な施策) (1)	良質な住宅の確保は、現状では住宅ローンを組んで持家を確保するしかなく、民間借家において低家賃で良質な住宅を確保するには、公的な支援の強化が必要である。若者が安心して子育てができる環境の整備のため、公的な住宅政策を強化する必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもを産み育てやすく良質な民間賃貸住宅の確保については、目標3(1)(基本的な施策)「・・・良質で長期に使用できる民間賃貸住宅ストックの形成と賃貸住宅市場の整備の推進」、「防音性や省エネルギー性能、防犯性、保育・教育施設や医療施設等へのアクセスに優れた賃貸住宅の整備」と記載しており、頂いた御意見も参考にしつつ、計画の実施にあたり、適切に対応してまいります。</li> </ul>
63	第2 目標3 (基本的な施策) (1)	住宅内のテレワークスペースの確保は、狭小な民間賃貸住宅ではそもそも無理である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>目標1(1)(基本的な施策)「住宅内テレワークスペース、地域内のコワーキングスペース、サテライトオフィス等を確保し、職住一体・近接、在宅学習の環境整備を推進」と記載しており、計画の実施にあたり適切に対応してまいります。</li> </ul>

整理番号	意見関係箇所	頂いたご意見の概要	ご意見に対する考え方
64	第2 目標3 (基本的な施策) (1)	子供を産み育てやすい良質な住まいは、建物と設備の両輪で実現されるものであるため「子育てしやすく家事負担の軽減に資する住宅設備の普及ならびにリフォームの促進、住宅内テレワークスペース等の確保」と修正してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、「基本的な施策」では、具体的な施策の記載は最小限にとどめ、施策の基本的な方向性を記述しているところであり、原案通りとし、頂いた御意見を参考としつつ、計画の実施にあたり適切に対応してまいります。</li> </ul>
65	第2 目標3 (基本的な施策) (1)	民間賃貸住宅における適切な管理業務の提供に関して、賃貸住宅管理業適正化法を改正し、賃借人に対する管理業務の提供行為について規制し、登録管理業者のみならず、賃貸事業者についても適用するべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、「基本的な施策」では、具体的な施策の記載は最小限にとどめ、施策の基本的な方向性を記述しているところです。</li> <li>民間賃貸住宅における適切な管理業務の提供については、頂いた御意見も参考にしつつ、「基本的な施策」を踏まえ、具体的な施策を検討・実施してまいります。</li> <li>なお、目標3(1)(基本的な施策)「民間賃貸住宅の計画的な維持修繕や、賃貸住宅管理業者登録制度に基づく管理業者の適切な管理業務等を通じて、良質で長期に使用できる民間賃貸住宅ストックの形成と賃貸住宅市場の整備の推進」と修正しております。</li> </ul>
66	第2 目標3 (基本的な施策) (1)	「アクセスに優れた賃貸住宅」が強調されすぎており、また優れた賃貸住宅に求める性能を防音性と省エネ性能に限定する必要はないため「○防音性や省エネ性能等や、保育・教育施設や医療施設等へのアクセス性に優れた賃貸住宅の整備」と修正してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>御意見の箇所は、子どもを産み育てやすい住まいに着目した場合に重要な住宅性能等を列記したのですが、賃貸住宅に求める性能を、防音性と省エネルギー性能に限定している趣旨ではないため、原案通りとさせていただきます。</li> </ul>
67	第2 目標3 (成果指標)	都市再生機構(UR)団地においては250団地程度とあるが、建替え計画団地数が少ない場合は、目標の9割が実効性のあるものにならないため、公的賃貸住宅団地についても令和12までに何ヵ所建替えを計画しているかを明確にし、その上で地域拠点施設併設率を設定すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>頂いた御意見等を踏まえ、目標3・4の成果指標については、「公的賃貸住宅団地(100戸以上)における地域拠点施設併設率」と修正しております。</li> <li>なお、UR団地においては、地域の医療福祉拠点化を推進する団地を令和12年度までに250団地程度とすることを目標としています。</li> </ul>
68	第2 目標3, 4 (成果指標)	成果指標の地域拠点施設の併設は、すべての公的賃貸住宅団地を対象とすべきであり「建替え等が行われる」という記載は削除してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>頂いた御意見等を踏まえ、目標3・4の成果指標については、「公的賃貸住宅団地(100戸以上)における地域拠点施設併設率」と修正しております。</li> </ul>

整理番号	意見関係箇所	頂いたご意見の概要	ご意見に対する考え方
69	第2 目標4	高齢者の生活保護世帯が増加しているが、住み慣れた地域に住み続け、多世代の地域コミュニティの支え合いによって自立生活を送る手助けとなるような住宅施策が必要。高齢者のみで暮らす施設的モデルだけではなく、世代をミックスしていく住宅供給のあり方をサポートしていくことが必要であり、家賃補助が重要である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であり、予算制度や財源措置について定めるものではありません。</li> </ul>
70	第2 目標4 (基本的な施策) (1)	浴室暖房機の普及率は諸外国と比べ日本は未だ10%以下と低く、毎年冬場に高齢者のお風呂事故が多発している。普及率が上がらない理由の1つに、消費者の浴室暖房機に関する認知度の低さがあり、国として浴室事故防止、ヒートショック対策として浴室暖房機の推奨・広報を推進してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、「基本的な施策」では、具体的な施策の記載は最小限にとどめ、施策の基本的な方向性を記述しているところです。</li> <li>御意見の趣旨については、目標4(1)(基本的な施策)「ヒートショック対策等の観点で踏まえた良好な温熱環境を備えた住宅の整備、リフォームの促進」と記載しており、頂いた御意見を参考としつつ、「基本的な施策」を踏まえて、具体的な施策を検討・実施してまいります。</li> </ul>
71	第2 目標4 (基本的な施策) (1)	今後、高齢者等の世帯が、自立して、地域で安心・安定した暮らしを営むためには居住支援サービスが不可欠であり、住宅・居住政策にも盛り込む必要がある。基本的施策に「高齢者が安心して安定した自立生活・地域生活を行う居住支援」を追加してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>頂いた御意見等を踏まえて、「サービス付き高齢者向け住宅等について、自立度に応じた生活を営める住まいとしての性格を重視して、地域の需要や医療・介護サービスの提供体制を考慮した地方公共団体の適切な関与を通じての整備・情報開示を推進」と修正しております。</li> </ul>
72	第2 目標4 (基本的な施策) (1)	「住替え」にあたっては、住みなれた地域で住み続けられることが重要であり、この立場に立った制度設計、住環境整備について盛り込んでほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>御意見の趣旨については、目標4(2)(基本的な施策)「三世同居や近居、身体・生活状況に応じた円滑な住替え等が行われるとともに・・・」との記載に含まれており、原案通りとさせていただきます。</li> </ul>

整理番号	意見関係箇所	頂いたご意見の概要	ご意見に対する考え方
73	第2 目標4 (基本的な施策) (1)	在宅福祉施策の抜本的改革をすべき。地域ごと(例えば包括支援の単位)に住宅の改善、医療・介護サービス、施設との連携などをワンストップでコントロールする組織をつくる必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅と福祉の連携については、目標5(2)(基本的な施策)「国・地方それぞれにおいて、住宅・福祉部局の一体的・ワンストップ対応による公営住宅・セーフティネット登録住宅や、住居確保給付金等の生活困窮者自立支援、生活保護等に関する生活相談・支援体制の確保」と記載しており、原案通りとさせていただきます。</li> </ul>
74	第2 目標4 (基本的な施策) (1)	住み続けと住み替え、早めの総合相談に資する人材育成、体制充実に向けた支援施策が必要である。「高齢期の健康で快適な暮らしのための住まいの改修ガイドライン」の趣旨に沿った情報提供を強調し、高齢期に適切な住まいと住まい方を提案できる人材の育成を推進するため「〇改修、住替え、バリアフリー情報や高齢期の状態変化を見通して地域で住み続けるための情報の提供等、高齢期に備えた適切な住まい選びの総合的な相談体制の推進」と修正してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、「基本的な施策」では、具体的な施策の説明は最小限にとどめ、施策の基本的な方向性を記述しているところであり、原案通りとし、頂いた御意見を参考としつつ、「基本的な施策」を踏まえて、具体的な施策を検討・実施してまいります。</li> </ul>
75	第2 目標4 (基本的な施策) (1)	「サービス付き高齢者向け住宅等の整備」に続き、「その管理・運営状況に関する監査および情報公開」を追加してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>頂いた御意見等を踏まえ、「サービス付き高齢者向け住宅等について、自立度に応じた生活を営める住まいとしての性格を重視して、地域の需要や医療・介護サービスの提供体制を考慮した地方公共団体の適切な関与を通じた整備・情報開示を推進」と修正しております。</li> </ul>
76	第2 目標4 (基本的な施策) (1)	ヒートショック対策について、成果指標に盛り込み、促進、普及を進めてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヒートショック対策等の観点を踏まえた住宅の確保に関しては、目標4(1)において記載しており、計画の実施にあたり適切に対応してまいります。</li> <li>また、成果指標については、目標の達成状況を定量的に測定するために設定するもので、統計データにより現状把握、フォローアップが可能な項目を取り上げております。</li> </ul>
77	第2 目標4 (基本的な施策) (1)	ヒートショック対策としても有効であり、高齢者等が健康で安心して暮らせる住まいの実現のため「良好な温熱環境を備えた住宅の整備」の記載に「床暖房等による足元を冷やさない住環境の整備」を追記してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、「基本的な施策」では、具体的な施策の説明は最小限にとどめ、施策の基本的な方向性を記述しているところであり、頂いた御意見を参考としつつ、「基本的な施策」を踏まえて、具体的な施策を検討・実施してまいります。</li> </ul>

整理番号	意見関係箇所	頂いたご意見の概要	ご意見に対する考え方
78	第2 目標4 (基本的な施策) (1)	住環境における温度のバリアフリーについても理解を広め、断熱性能の強化や冬期の暖房使用の促進などの具体的な対策の推進をしてほしい。成果指標となる「一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合」17% (平成 30) → 25% (令和 12) の目標をもう少し前倒しで達成できるとよい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的な施策の実施とあわせ、新しい成果指標に定める目標値を達成できるよう、今後、具体的な施策を検討・実施してまいります。</li> </ul>
79	第2 目標4 (基本的な施策) (1)	低所得の高齢者が健康で安心して暮らせる住まいを確保することが困難であり、民間賃貸住宅の借上げ等を含め公営住宅等の供給を積極的に促進させることを盛り込んでほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>御意見の趣旨については、目標5において、低所得・高齢者を含めた住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備について記載しており、セーフティネット登録住宅の活用を進めていくこととしております。</li> <li>また、公営住宅については、住生活基本法に基づき、都道府県が供給目標量を定めることとされており、その際、本計画別紙5の考え方に記載するように、居住の安定の確保を図るべき世帯に対し必要な住宅供給を行う観点から目標量を設定するものとしております。</li> </ul>
80	第2 目標4 (基本的な施策) (1)	日本の住宅ストックの多くは、脱衣室等の非居室に暖房が備えられておらず、適正な室温に設定できないのが現状であり、適切な暖房の使用ができるような住環境の整備が必要である。断熱だけではなく適切な暖房の普及促進を追記してほしい。また、浴室暖房乾燥機の普及率及び使用率について観測指標に盛り込んでほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>御意見の趣旨については、目標4 (1) (基本的な施策) 「ヒートショック対策等の観点を踏まえた良好な温熱環境を備えた住宅の整備」に含まれていることから、原案通りとさせていただきます。</li> <li>また、観測・実況指標において、「浴室暖房乾燥機の使用率」を設定することとしております。</li> </ul>
81	第2 目標4 (基本的な施策) (1)	「ヒートショック対策等の観点を踏まえた良好な温熱環境」が示す内容について、より具体的に記載すべきであるため「エレベーターの設置を含むバリアフリー性能やヒートショック対策等の観点を踏まえた真冬でも暖かく浴室含む部屋間温度差の小さい良好な温熱環境を備えた住宅の整備、リフォームの促進」に修正してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>御意見の趣旨については、「良好な温熱環境」との記載に含まれており、原案通りとさせていただきます。</li> </ul>

整理番号	意見関係箇所	頂いたご意見の概要	ご意見に対する考え方
82	第2 目標4 (基本的な施策) (1)	温熱環境は居住者の健康全般に関わるものであり、ヒートショックだけを例示するのは不適切であるため「〇エレベーターの設置を含むバリアフリー性能や健康の維持増進の観点を踏まえた良好な温熱環境を備えた住宅の整備、リフォームの促進」と修正すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住環境における急激な温度変化によって生じるヒートショックについて、高齢者の事故等が増加している現状から、対策を進める必要があると考えており、原案通りとさせていただきます。</li> <li>・なお、御指摘の通り、温熱環境は居住者の健康全般に関わるものであるから、計画の実施にあたり適切に対応してまいります。</li> </ul>
83	第2 目標4 (基本的な施策) (1)	ヒートショック対策において良好な温熱環境を備えるには輻射熱で部屋全体を暖めることができる温水式床暖房を推奨したい。ヒートショック事故の多い洗面脱衣所、トイレ等の非居室においては暖房装置の導入が遅れており、導入促進が進むような施策を検討してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、「基本的な施策」では、具体的な設備等の記載は最小限にとどめ、施策の基本的な方向性を記述しているところであり、頂いた御意見を参考としつつ、「基本的な施策」を踏まえて、具体的な施策を検討・実施してまいります。</li> </ul>
84	第2 目標4 (基本的な施策) (1)、別紙1 2(6)	良好な温熱環境が実現されることで、高齢者の健康で活動的な生活に繋がるため「ヒートショック対策等の観点を踏まえた良好な温熱環境」「快適な温熱環境の確保」に関する記述について、「断熱性」だけでなく「適切な暖房」についても追加してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・御意見の趣旨については、目標4(1)(基本的な施策)「良好な温熱環境を備えた住宅の整備」と記載しており、原案通りとし、計画の実施にあたり適切に対応してまいります。</li> <li>・また、別紙1住宅性能水準2(6)において、断熱性、気密性等について適正な水準を確保するとともに、住戸内の室温差が小さくなるよう、適正な水準を確保することを記載しております。</li> </ul>
85	第2 目標4 (基本的な施策) (2)	「安心して暮らせるコミュニティの形成」には、住民自身のコミュニティ活動が不可欠である。住民・住民団体による防災活動はその典型であり、行政は住民の自主的なコミュニティ活動を尊重することを盛り込んでほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標4(2)では、支え合いで多世代が共生する持続可能で豊かなコミュニティの形成に関して、住宅・まちづくりの観点から記載をしているものであり、原案通りとし、頂いた御意見を参考にしつつ、計画の実施にあたり適切に対応してまいります。</li> </ul>
86	第2 目標4 (基本的な施策) (2)	新規の「集合住宅型サ高住」の建設の推進と併せて、住宅団地等において既存住宅ストックを「サテライト型サ高住」として整備されるような、面的に連携した高齢者向け住宅の展開が図れるよう「住宅団地での建替えや再開発等における医療福祉施設、高齢者支援施設、コミュニティスペース等の生活支援や地域交流の拠点整備、空き家を活用した高齢者向け住宅の整備など、地域で高齢者世帯が暮らしやすい環境の整備」と修正してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、「基本的な施策」では、具体的な施策の記載は最小限にとどめ、施策の基本的な方向性を記述しているところです。</li> <li>・御意見の趣旨については、「住宅団地での建替えや再開発等における医療福祉施設、・・・生活支援や地域交流の拠点整備など」の記載に含まれているものであり、原案通りとさせていただきます。</li> </ul>

整理番号	意見関係箇所	頂いたご意見の概要	ご意見に対する考え方
87	第2 目標4 (成果指標)	「単身・高齢者のみの世帯数と、これに対する支援の実施」の成果指標を追加してほしい。また、目標5(2)に「福祉政策・・・」と記載がありますが、目標4にも入れておく方が良いのではないかと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成果指標は、目標の達成状況を定量的に測定するために設定するもので、統計データにより現状把握・フォローアップが可能な項目を取り上げているところである。</li> <li>・御意見の趣旨については、目標4に関連する成果指標として、「高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合」、「公的賃貸住宅団地(100戸以上)における地域拠点施設併設率」を定めており、原案通りとし、頂いた御意見を参考としつつ、「基本的な施策」を踏まえて、具体的な施策を検討・実施してまいります。</li> <li>・また、目標5(2)「福祉施策と一体となった住宅確保要配慮者の入居・生活支援」の住宅確保要配慮者には高齢者も含まれており、原案通りとさせていただきます。</li> </ul>
88	第2 目標4 (成果指標)	断熱・省エネ性能が確保された快適な住環境を想定するべきであり、「高齢者の居住する住宅のうち一定のバリアフリー性能及び断熱・省エネ性能を有する住宅の割合」と修正すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者等のヒートショック対策等の観点から「断熱性能」としており、省エネルギー性能については、目標6の成果指標として新たに「住宅ストックのエネルギー消費量の削減率」を新設するとともに、別途観測・実況指標として、「省エネ基準を充たす住宅ストックの割合」などの指標を設定しており、原案通りとさせていただきます。</li> </ul>
89	第2 目標4 (成果指標)	高齢者の住まいの整備は緊急の課題として高い目標値を設定し、強かに推進すべき。バリアフリー性能を有する住宅と断熱性能を有する住宅を合わせた割合ではなく、それぞれに成果目標を設定すべきである。また、バリアフリー化率については現状値(H30年42%)を踏まえて、従来の目標値(75%)を継続し、断熱性能についてもヒートショック対策を進める観点からより高い目標値を設定すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の住まいに求められる性能として、バリアフリー性能及び断熱性能はいずれも重要であることから、今回両者を対象とした指標を設定することとありますが、それぞれの現状についても、観測・実況指標として適切に把握してまいります。</li> <li>・また、目標値については、過去の傾向と比べると、より高い目標設定となっておりますが、目標達成に向けた施策の推進に取り組んでまいります。</li> </ul>
90	第2 目標4 (成果指標)	高齢者世帯数が増加することを踏まえると、「高齢者の居住する住宅のうち一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合」の目標値として「25%(令和12年)」は目標値が低すぎる。自宅での居住継続を望む高齢者が71.8%であることから、70%を目標値として設定できないかと。バリアフリー性能やヒートショック対策等の観点を踏まえた良好な温熱環境を備えた住宅の整備、リフォームの促進及び、住宅の断熱等性能を向上させた上で暖房を適切に使用するなどの行動変容を促進する施策を推進してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成果指標に関しては、現状や目標達成可能性などを総合的に勘案し、設定しているものであることから、原案通りとし、頂いた御意見を参考にしつつ、計画の実施にあたり適切に対応してまいります。</li> <li>・本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、「基本的な施策」では、具体的な施策の記載は最小限にとどめ、施策の基本的な方向性を記述しているところです。</li> </ul>

整理番号	意見関係箇所	頂いたご意見の概要	ご意見に対する考え方
91	第2 目標5	<p>第2の「住生活の安定の確保」の最大の課題である「住居費負担、家賃負担」およびその軽減施策について記載すべき。また、公営住宅について、新規建設と供給（借上げ、買取りを含む）、現行制度の改善など抜本的拡充・強化の施策を示す必要がある。「セーフティネット登録住宅の活用・・・家賃低廉化の推進」とあるが、殆ど機能していない状況であり、全国的な家賃補助制度の創設を提起すべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2においては、具体的な施策や予算制度・財源措置を記載するのではなく、住生活の安定の確保等に関する施策の基本的な方向性を記述しているところです。</li> <li>御意見の趣旨については、目標5において、生活に困窮されている方を含めた住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備について記載しており、原案通りとさせていただきます。</li> </ul>
92	第2 目標5	<p>公営住宅入居者の現状分析に全く触れられていない。入居収入分位1の入居者の実態、超高齢化の実態、外国人入居者の実態等を踏まえ、安心・安全で快適な公営住宅のコミュニティが形成できるかの議論がない。現行の入居収入基準で良好なコミュニティの形成が可能か検討すべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、「基本的な施策」では、施策の基本的な方向性を記述しているところです。</li> </ul>
93	第2 目標5	<p>公営住宅整備目標について、都市部を中心に応募倍率が高く、実情に合った整備計画を具体的に示すべき。また、現行の公営住宅入居基準で民間住宅に居住している世帯の具体的な数字を示し、その世帯も住宅確保要配慮者に含めた上で公営住宅の整備計画を立てるべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住生活基本法では、都道府県が公営住宅の供給目標量を定めることとされており、その際、本計画別紙5の考え方に基づくよう定めております。</li> </ul>
94	第2 目標5	<p>住宅確保要配慮者が安心して暮らせる施策になっていない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目標5において住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備に関する基本的な施策を記載しており、計画の実施にあたり適切に対応してまいります。</li> </ul>
95	第2 目標5	<p>公営住宅が抱える収入基準が低すぎる、同居家族に引き継げない、復興住宅での追い出しや家賃上昇、コロナなどの緊急対応ができないという課題について、改善施策が示されていない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、「基本的な施策」では、施策の基本的な方向性を記述しているところです。</li> </ul>

整理番号	意見関係箇所	頂いたご意見の概要	ご意見に対する考え方
96	第2 目標5	セーフティネット登録住宅が殆ど機能していない状況を踏まえ、より広範な家賃補助制度の創設を提起すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であり、予算制度や財源措置について定めるものではありません。</li> </ul>
97	第2 目標5	諸外国に比較して貧弱な日本の住宅保障制度に対する改善策が示されていない。コロナ禍において住宅に対する支援の重要性は高まっており、現状の制度の見直し、抜本的な制度転換を考えるべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「はじめに」においてセーフティネット機能の強化の必要性について記載するとともに、目標5においてセーフティネット機能の整備に向けた基本的な施策を記載しており、計画の実施にあたり適切に対応してまいります。</li> </ul>
98	第2 目標5	「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（2017年）に則り、基本的な施策に「〇災害発生から3年を経過した被災者についても住宅確保要配慮者としての支援措置を講ずる。」を追加すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、「基本的な施策」では、具体的な施策の記載は最小限にとどめ、施策の基本的な方向性を記述しているところであり、原案通りとさせていただきます。</li> <li>• なお、御意見の「被災者」については、目標5（1）に記載する住宅確保要配慮者に含まれません。</li> </ul>
99	第2 目標5	高齢者、低所得者の住まいの現状と課題を踏まえ、「〇住宅確保要配慮者の住まいの安定と確保を図るため、既存住宅の保全・改善につとめ、居住者に移転、高家賃化を求める住戸削減はしない。」を追加してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、「基本的な施策」では、施策の基本的な方向性を記述しているところであり、原案通りとし、頂いた御意見を参考としつつ、計画の実施に当たり適切に対応してまいります。</li> </ul>

整理番号	意見関係箇所	頂いたご意見の概要	ご意見に対する考え方
100	第2 目標5 (基本的な施策) (1)	ヨーロッパにおける社会住宅を参考に、低所得世帯や住宅確保要配慮者が入居しやすい住宅の供給、管理を行う民間非営利団体に補助金や利子優遇等を行う施策の検討、推進を追加してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画は今後10年間に於ける施策の方向性を定める基本的な計画であり、予算制度や財源措置について定めるものではありません。</li> <li>・なお、「はじめに」において、セーフティネット機能の強化の必要性について記載するとともに、第2目標5において、住宅に困窮される方を含めた住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備について記載しており、原案通りとし、頂いた御意見を参考としつつ、「基本的な施策」を踏まえて、具体的な施策について検討・実施してまいります。</li> </ul>
101	第2 目標5 (基本的な施策) (1)	公営住宅の需要は地域によって異なる。特に、コロナ禍にあってセーフティネット住宅が効果を発揮できず、安心して入居できる公営住宅の提供は切実だった。「建替え」だけでなく、地域のニーズに合わせて「新規」の供給ができるよう、基本的な施策に「地域の需要に応じた公営住宅の新規供給」を追加してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公営住宅については、住生活基本法に基づき、都道府県が供給目標量を定めることとされており、その際、本計画別紙5の考え方により、地域の実情を踏まえて、新規の建設も含めた供給の目標量を設定することとしております。</li> </ul>
102	第2 目標5 (基本的な施策) (1)	低所得のUR賃貸住宅居住者が、安心して住み続けられるためには、都市再生機構法第25条第4項の規定に基づいた継続入居者への家賃減免が必要であることから、当該措置の早急な実施を「住生活基本計画」に追加してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画は今後10年間に於ける施策の方向性を定める基本的な計画であることから、「基本的な施策」では、施策の基本的な方向性を記述しているところです。</li> <li>・御意見の趣旨については、目標5(1)(基本的な施策)「UR賃貸住宅・・・多様な世帯のニーズに応じた賃貸住宅の提供を進めるとともに、ストックの再生を推進し、多様な世帯が安心して住み続けられる環境を整備」と記載しており、原案通りとさせていただきます。</li> </ul>
103	第2 目標5 (基本的な施策) (1)	全国的な家賃補助制度を創設してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画は今後10年間に於ける施策の方向性を定める基本的な計画であり、予算制度や財源措置について定めるものではありません。</li> </ul>
104	第2 目標5 (基本的な施策) (1)	賃料の安い公営住宅の新規建設と供給(借り上げ、買取を含む)を行ってほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公営住宅については、住生活基本法に基づき、都道府県が供給目標量を定めることとされており、その際、本計画別紙5の考え方により、地域の実情を踏まえて、新規の建設も含めた供給の目標量を設定することとしております。</li> </ul>

整理番号	意見関係箇所	頂いたご意見の概要	ご意見に対する考え方
105	第2 目標5 (基本的な施策) (1)	住宅確保要配慮者への住宅供給と家賃制度の改善をすべきとの方向を次期計画見直しに当たり織り込むべき。その場合、UR住宅に関しては、UR法25条4項による家賃減免を現在の居住者に適用して、収入減による家賃支払い困難での強制退去をふせぐことが重要であり、また空き室多発の団地の家賃引き下げ、中層住宅へのエレベータ設置などバリアフリー改善を行い、空き室の活用を行うように方向付けをすべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、「基本的な施策」では、具体的な施策の記載は最小限にとどめ、施策の基本的な方向性を記述しているところです。</li> <li>御意見の趣旨については、目標5(1)(基本的な施策)「UR賃貸住宅・・・多様な世帯のニーズに応じた賃貸住宅の提供を進めるとともに、ストックの再生を推進し、多様な世帯が安心して住み続けられる環境を整備」と記載しており、原案通りとさせていただきます。</li> </ul>
106	第2 目標5 (基本的な施策) (1)	「住宅セーフティネットの中心的役割を担う公営住宅」は実際の必要性からみて圧倒的に少ないが、その整備の役割を担当する自治体の財政はますます厳しい。自治体における公営住宅の整備の状況及び住環境を整備するための自治体財政に対する国の財政措置を抜本的に拡充・強化する必要性を追加してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であり、予算制度や財源措置について定めるものではありません。</li> <li>公営住宅の整備については、目標5(1)及び別紙5に記載の通りであり、適切に対応してまいります。</li> </ul>
107	第2 目標5 (基本的な施策) (1)	UR賃貸住宅は公的住宅として極めて重要な役割を担っており、諸外国と比較して少ない公的住宅・社会住宅の中でUR住宅は「セーフティネット」として不可欠である。「ストック改善」の中にUR賃貸住宅を位置づけてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>御意見の趣旨については、目標5(1)(基本的な施策)「UR賃貸住宅・・・多様な世帯のニーズに応じた賃貸住宅の提供を進めるとともに、ストックの再生を推進し、多様な世帯が安心して住み続けられる環境を整備」と記載しており、原案通りとさせていただきます。</li> </ul>
108	第2 目標5 (基本的な施策) (1)	「住宅確保要配慮者が安心して暮らせる」ためには、所得格差の拡大や高齢化社会のなかで「市場家賃」ではなく、収入に見合った家賃制度が不可欠であり、そのための充実した家賃補助制度が必要である。そのことを記述してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であり、予算制度や財源措置について定めるものではありません。</li> </ul>
109	第2 目標5 (基本的な施策) (1)	PPP/PFI、民間事業者のノウハウ・技術の活用は、自治体が管理業務の運営で判断することで、国の計画に記述することではない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>公営住宅の整備・管理に関して、地域の実情を踏まえつつ、PPP/PFIも含めた、民間事業者の様々なノウハウや技術を活用することは重要と考えており、原案通りとさせていただきます。</li> </ul>

整理番号	意見関係箇所	頂いたご意見の概要	ご意見に対する考え方
110	第2 目標5 (基本的な施策) (1)	「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議」(2017年)に則り、基本的な施策として「公営住宅をはじめとする公的賃貸住宅の供給促進を図る」を明記してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、「基本的な施策」では、具体的な施策の記載は最小限にとどめ、施策の基本的な方向性を記述しているところです。</li> <li>御意見の趣旨については、目標5(1)において記載しているところであり、原案通りとさせていただきます。</li> </ul>
111	第2 目標5 (基本的な施策) (1)	「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議」(2017年)に則り、基本的な施策として「低額所得者の入居負担軽減を図るため、政府は必要な支援措置を講ずる。」を明記してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であり、予算制度や財源措置について定めるものではありません。</li> <li>御意見の趣旨については、目標5(1)において記載しております。</li> </ul>
112	第2 目標5 (基本的な施策) (1)	住宅セーフティネットの基幹は公営住宅であり、その法の本旨は「供給」、建替えその一部であるので、公営住宅の計画的な「建替え」を「供給」に代えてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>頂いた御意見等を踏まえ、「公営住宅の計画的な建替え等」と追記しております。</li> <li>なお、住生活基本法では、都道府県が公営住宅の供給目標量を定めることとされており、その際、本計画別紙5の考え方により、新規の建設も含めた供給の目標量を設定することとしております。</li> </ul>
113	第2 目標5 (基本的な施策) (1)	公営住宅を補完する役割として民間住宅に対しては住宅扶助、機構賃貸住宅に法25条4項の実施が求められているので、セーフティネット登録住宅の利用および家賃低廉化の実態に関する監査と情報公開をしてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、「基本的な施策」では、具体的な施策の記載は最小限にとどめ、施策の基本的な方向性を記述しているところであり、原案通りとし、頂いた御意見を参考として、計画の実施に当たり適切に対応してまいります。</li> </ul>

整理番号	意見関係箇所	頂いたご意見の概要	ご意見に対する考え方
114	第2 目標5 (基本的な施策) (1)	「家賃低廉化の推進」の実効的な施策として、低所得階層に対する住宅扶助、家賃補助の支給、都市機構法25条4項「家賃の減免」条項の履行等を掲げてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、「基本的な施策」では、具体的な施策の記載は最小限にとどめ、施策の基本的な方向性を記述しているところであり、原案通りとさせていただきます。</li> </ul>
115	第2 目標5 (基本的な施策) (1)	住宅確保要配慮者への住宅確保を行う際に、地域で深刻化している空き家の課題解決とも絡め、空き家を活かした住宅確保について明記すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>御意見の趣旨については、目標5(1)及び目標7(2)において記載しているところであり、頂いた御意見を参考としつつ、「基本的な施策」を踏まえて、具体的な施策を検討・実施してまいります。</li> </ul>
116	第2 目標5 (基本的な施策) (1)	URに限らず、民間の住宅・建築物等の活用(用途変更含め)も前提とすることが望ましい。基本的な施策について「UR 賃貸住宅『や民間の建築物等』を活用し、多様な世帯のニーズに応じた賃貸住宅の提供を進めるとともに、ストックの再生『、用途変更等』を推進し、多様な世帯が安心して住み続けられる環境の整理」の『』の部分を加筆すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>御意見に関しては、目標5(1)(基本的な施策)「セーフティネット登録住宅の活用を進め」と記載し、民間の賃貸住宅等を活用した住宅確保要配慮者の住まいの確保について記述していることから、原案通りとさせていただきます。</li> </ul>
117	第2 目標5 (基本的な施策) (1)	公営住宅が住宅セーフティネットの中心的役割と指摘しているが、その役割を果たすための具体的な施策がない。どのようにしてセーフティネット専用住宅の登録を促進させるのか、課題や具体的な施策を明記すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、「基本的な施策」では、具体的な施策の記載は最小限にとどめ、施策の基本的な方向性を記述しているところであり、頂いた御意見を参考としつつ、「基本的な施策」を踏まえて、具体的な施策を検討・実施してまいります。</li> </ul>
118	第2 目標5 (基本的な施策) (1)	公営住宅について、「目標5」では「住宅セーフティネットの中心的役割を担う」としているが、公営住宅の現状と課題、中心的役割を果たしていく施策の記述がなく、「安心して暮らせる」施策になっていない。現行制度の改善など抜本的拡充・強化の施策を示す必要性、全国的な家賃補助制度の創設、「家賃低廉化」の抜本的拡充、改善、さらに、各地の居住支援協議会と居住支援法人の役割を重視し、公的賃貸住宅入居者への居住支援を包含した活動を行っていくための育成補助、各種援助策の具体化し、明記すべきである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、「基本的な施策」では、予算措置・財源措置を記載するのではなく、施策の基本的な方向性を記述しているところです。</li> <li>なお、御意見の趣旨については、目標5において、住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備について記載しており、原案通りとさせていただきます。</li> </ul>

整理番号	意見関係箇所	頂いたご意見の概要	ご意見に対する考え方
119	第2 目標5 (基本的な施策) (1)	公営住宅の整備・管理において、PPP/PFI等の民間事業者の活用を検討しているが、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備するという国・地方公共団体の責務に鑑みれば、安易な民間開放には反対である。	・公営住宅の整備・管理に関して、地域の実情を踏まえつつ、PPP/PFIも含めた、民間事業者の様々なノウハウや技術を活用することは重要と考えており、原案通りとさせていただきます。
120	第2 目標5 (基本的な施策) (2)	居住支援事業を進めるうえで、入居者の死亡等による残置物の対応は大きな課題となっており「残置物の円滑な処理方法や多言語化した契約書等の普及啓発」について、具体的な施策や成果指標もあわせて示すべき。	・頂いた御意見等を踏まえ、「・・・賃貸借契約の解除と残置物の処理を内容とする契約条項を普及啓発。外国人の入居円滑化を図る観点から、多言語の入居手続に関する資料等を内容とするガイドライン等を周知」と修正しております。 ・また、成果指標については、目標の達成状況を定量的に測定するために設定するもので、統計データにより現状把握、フォローアップが可能な項目を取り上げております。今後の計画の見直しに際しては、統計調査の充実も含め、成果指標の充実を図るよう検討してまいりたいと考えております。
121	第2 目標5 (基本的な施策) (2)	国、地方それぞれにおいて、住宅・福祉部局に一体的ワンストップの対応が重要である。コロナ禍で住居確保給付金の相談や申請等が急増しており、相談支援体制について大幅に強化すべき。	・御意見の趣旨については、目標5(2)(基本的な施策)「国・地方それぞれにおいて、住宅・福祉部局の一体的・ワンストップ対応による公営住宅・セーフティネット登録住宅や、住居確保給付金等の生活困窮者自立支援、生活保護等に関する生活相談・支援体制の確保」と記載しており、頂いた御意見も参考としつつ、計画の実施にあたり適切に対応してまいります。
122	第2 目標5 (基本的な施策) (2)	賃貸住宅の高齢者の孤独死の発生等による残置物の円滑な処理については、法的な整備が必要である。賃貸人の高齢者に対する入居を敬遠・拒否する要因を除くべき。	・本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、「基本的な施策」では、施策の基本的な方向性を記述しているところです。 ・なお、御意見の趣旨については、目標5(2)(基本的な施策)「・・・賃借人の死亡時に残置物を処理できるよう、賃貸借契約の解除と残置物の処理を内容とする契約条項を普及啓発」と修正しており、計画の実施にあたり、適切に対応してまいります。
123	第2 目標5 (基本的な施策) (2)	「住生活をめぐる現状と課題」に、「在留外国人の数は・・・約293万人となっているが・・・」などと述べているが、「目標5」で「多言語化した契約書等の普及啓発」という記載しかない。外国人の住生活安定確保の基本的施策を明記すべき。	・目標5においては、在留外国人を含めた住宅確保要配慮者の住生活の安定の確保等について記載しております。 ・また、頂いた御意見等を踏まえ、目標5(2)(基本的な施策)「外国人の入居円滑化を図る観点から、多言語の入居手続に関する資料等を内容とするガイドライン等を周知」と修正しております。

整理番号	意見関係箇所	頂いたご意見の概要	ご意見に対する考え方
124	第2 目標5 (基本的な施策) (2)	基本的な施策として、居住支援法人による居住支援活動の支援のための予算を法制化し、人材を配置し持続的な活動ができるようにする必要があります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であり、予算制度や財源措置について定めるものではありません。</li> </ul>
125	第2 目標5 (基本的な施策) (2) (成果指標)	住宅セーフティネットの整備については、公営・公共住宅の供給と、家賃低廉化措置を盛り込むとともに、それぞれの成果指標を掲げるべき。残置物の円滑な処理方法の普及について、賃借人の自己決定を尊重すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公営住宅については、住生活基本法に基づき、都道府県が供給目標量を定めることとされており、その際、本計画別紙5の考え方に基づくよう定めております。</li> <li>・家賃低廉化については、目標5(1)(基本的な施策)「地方公共団体と民間団体等が連携を強化し、・・・セーフティネット登録住宅の活用を進め、・・・家賃低廉化の推進」と記載しております。セーフティネット登録住宅については、制度の一定の浸透が図られていることから、今後は普及状況を的確に把握するため、観測・実況指標として設定することといたします。</li> <li>・御意見の趣旨について、修正後の目標5(2)(基本的な施策)「・・・賃借人の死亡時に残置物を処理できるよう、賃貸借契約の解除と残置物の処理を内容とする契約条項を普及啓発」に含まれており、頂いた御意見を参考としつつ、計画の実施にあたり、適切に対応してまいります。</li> </ul>
126	第2 目標5 (成果指標)	現在、居住支援法人の指定登録数は約400団体程度であり、居住支援が必要であるにも関わらず居住支援法人のない地域が多く存在している。全国で必要な数値を検討し、居住支援法人指定登録数を成果指標として設定し、適切で具体的な居住支援法人の整備目標と行動計画を立ててほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居住支援法人に関する指標については、多様な実態があることから、一定の数値目標を定めることは難しいと考えておりますが、居住支援における居住支援法人の役割は重要であることから、頂いた御意見等を踏まえ、新たに観測・実況指標に「居住支援法人の数」を入れることといたします。</li> </ul>
127	第2 目標5 (成果指標)	専用住宅の整備数はセーフティネット登録住宅の整備数と比較し著しく低迷している。現状の制度では入居中の物件は専用住宅への転換ができず、住宅セーフティネット法の重要施策である家賃低廉化についても普及しない現状がある。制度改定も視野に入れ、住宅セーフティネット登録住宅における専用住宅の目標割合を成果指標として設定すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家賃低廉化については、目標5(1)(基本的な施策)「地方公共団体と民間団体等が連携を強化し、・・・セーフティネット登録住宅の活用を進め、・・・家賃低廉化の推進」と記載しております。</li> <li>・セーフティネット登録住宅については、制度の一定の浸透が図られていることから、今後は普及状況をフォローしていくべく、観測・実況指標として設定することといたします。</li> <li>・なお、入居中の物件についても専用住宅とすることが可能となっております。</li> </ul>

整理番号	意見関係箇所	頂いたご意見の概要	ご意見に対する考え方
128	第2 目標5 (成果指標)	住宅政策において住宅セーフティネットの構築が重要であり、最低居住水準未達の解消率、家賃負担率の現状、住宅扶助受給率などを成果指標として設定すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「最低居住面積水準」については、平成20年調査以降、95%以上の世帯で達成されてきていますが、今後は、面積だけでなく、世帯構成や居住者の多様なニーズに即した、きめ細やかな施策の実施が求められることから、「最低居住面積水準未達率」は、成果指標からは削除しますが、観測・実況指標として、引き続きその動向を注視していくこととしております。</li> <li>・成果指標については、目標の達成状況を定量的に測定するために設定するもので、統計データにより現状把握、フォローアップが可能な項目を取り上げております。今後の計画の見直しに際しては、統計調査の充実も含め、成果指標の充実を図るよう検討してまいりたいと考えております。</li> </ul>
129	第2 目標6	脱炭素対策として、建築士と司法書士と宅建士が同じ場所で同じ国の政策を聞く場が必要ではないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでも関係団体の協力を得て、国の政策等に関する説明会等を適宜実施しているものと承知しておりますが、頂いた御意見は今後の参考とさせていただきます。</li> </ul>
130	第2 目標6	中古住宅市場活性化のために、人口減少を見据えた新築住宅の着工制限について記載してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅政策の推進にあたっては、国民の住生活に対する多様なニーズに応えるため、新築住宅・既存住宅の双方を対象とする取組を通じ、将来世代に継承できる良質な住宅ストックを形成するとともに、それらが円滑に流通する環境を整備することが必要であると考えております。</li> </ul>
131	第2 目標6	集合住宅の所有管理形態の法整備を行い、老朽マンションを住み続けながら維持管理できる仕組みを構築すべきではないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画は今後10年間に於ける施策の方向性を定める基本的な計画であることから、「基本的な施策」では、具体的な施策の記載は最小限にとどめ、施策の基本的な方向性を記述しているところです。</li> <li>・なお、マンションの適正管理や老朽化マンションの再生（建替え・マンション敷地売却）の円滑化については、目標6（2）において記載しております。</li> </ul>
132	第2 目標6	基本的な施策に、断熱基準の上位水準を策定し、記載してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画は今後10年間に於ける施策の方向性を定める基本的な計画であることから、「基本的な施策」では、施策の基本的な方向性を記述しているところであり、頂いた御意見を参考としつつ、「基本的な施策」を踏まえて、具体的な施策を検討・実施してまいります。</li> </ul>

整理番号	意見関係箇所	頂いたご意見の概要	ご意見に対する考え方
133	第2 目標6, 7, 8	炭素固定効果の高い木造住宅において解体廃棄ではなく古材の利活用が必要である。解体される住宅の古材の移築、部分的活用等地球環境を考え、今ある資源の活用が大事＝SDGsではないか。	・御意見の趣旨については、目標8(2)(基本的な施策)「住宅生産プロセスにおけるCO <sub>2</sub> 排出量を削減」、「SDGsに貢献する持続可能な住生活産業の発展」、別紙1住宅性能水準3(1)「建設・解体時の廃棄物の削減、解体処理・リサイクルの容易性、地域材・再生建材の利用…について適切な水準を確保する」と記載しており、原案通りとし、計画の実施にあたり適切に対応してまいります。
134	第2 目標6 (基本的な施策) (1)	ライフスタイルによって、住み方の変化について、住宅を建てる前に知っておかないと、後々に住み方の変化に対応できず、新たなリフォームが必要となり、CO <sub>2</sub> 削減にならないので、基本的な施策に「ライフスタイルの変化で住み方が変わる事を学ばせる」という趣旨を記載してほしい。	・頂いた御意見等を踏まえ、第4(1)②「国と地方公共団体・・・等が、・・・住教育を推進して住まいの選択に関する情報提供を行うなど、豊かな住生活の実現に向けた施策を推進する。」と追記しております。
135	第2 目標6 (基本的な施策) (1)	住教育を通じて、住まいを親世代・子世代が学ぶことが重要。住教育を記載してほしい。	・頂いた御意見等を踏まえ、第4(1)②「住教育を推進して住まいの選択に関する情報提供を行うなど、豊かな住生活の実現に向けた施策を推進する」と追記しております。
136	第2 目標6 (基本的な施策) (1)	以下の『』の部分に加筆・修正すべき。 「これらの性能が確保された既存住宅、紛争処理等の体制が確保された住宅、履歴等の整備された既存住宅等『の整理並びにそれら情報公開等』を『通じ、』既存住宅『の流通』を推進」	・御意見の趣旨については、目標6(1)(基本的な施策)「基礎的な性能や優良な性能が確保された既存住宅の情報が購入者に分かりやすく提示される仕組みの改善」と記載しており、原案通りとし、頂いた御意見を参考にしつつ、計画の実施にあたり適切に対応してまいります。
137	第2 目標6 (基本的な施策) (1)	以下『』のように記載を修正してほしい。 「○『基礎的な性能や優良な性能が』確保された既存住宅、紛争処理等の体制が確保された住宅、履歴等の整備された既存住宅等を重視して、既存住宅取得を推進」	・「これらの性能」は「基礎的な性能や優良な性能」を指していることが明らかであることから、原案通りとさせていただきます。
138	第2 目標6 (基本的な施策) (1)	以下の『』のように文章を修正してほしい。 「○『既存住宅が備える性能のレベルを』購入者に分かりやすく提示される仕組みを改善(安心R住宅、長期優良住宅)し、購入物件の安心感を高める」	・御意見を頂いた箇所については、「基礎的な性能や優良な性能」が確保されていることが重要であることから、原案通りとさせていただきます。

整理番号	意見関係箇所	頂いたご意見の概要	ご意見に対する考え方
139	第2 目標6 (基本的な施策) (1)	空き家（特に古民家）を意識する人が近年増えているので、古民家のつくりを活かした移築を勧めることで問題を解消し、炭素固定も可能であると考える。そのようなことを知らない消費者も多く、空き家の移築を推進してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、「基本的な施策」では、具体的な施策の記載は最小限にとどめ、施策の基本的な方向性を記述しているところです。</li> <li>・御意見の趣旨については、目標8（2）（基本的な施策）「住宅生産プロセスにおけるCO<sub>2</sub>排出量を削減」、別紙1住宅性能水準3（1）「建設・解体時の廃棄物の削減、解体処理・リサイクルの容易性、地域材・再生建材の利用…について適切な水準を確保する」と記載しており、原案通りとし、計画の実施にあたり適切に対応してまいります。</li> </ul>
140	第2 目標6 (基本的な施策) (2)	リフォームによって向上させる性能として、「耐震性・省エネルギー性能・バリアフリー性能」に加えて、「温熱環境」を記載してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・頂いた御意見等を踏まえ、目標6（2）（基本的な施策）「耐震性・省エネルギー性能・バリアフリー性能等を向上させるリフォームや建替えによる安全・安心で良好な温熱環境を備えた良質な住宅ストックへの更新」と追記しております。</li> </ul>
141	第2 目標6 (基本的な施策) (2)	マンションの適正管理において、解体時の費用負担も考慮すべきなのか。国土交通省としては老朽化マンションの解体費用は誰が負担するべきと考えているのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マンションの管理や建替え等の検討は本来、各区分所有者からなる管理組合が自ら適切に行うべきものと考えております。</li> <li>・なお、今後、老朽化したマンションの急増が見込まれる中、建替え等の円滑化を図るため、本年度マンションの建替え等の円滑化に関する法律を改正し、建替えに関する容積率特例やマンション敷地売却事業の対象の拡充、団地型マンションにおける敷地分割制度の創設等の措置を講じているところです。</li> <li>・本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、「基本的な施策」では、具体的な施策の記載は最小限にとどめ、施策の基本的な方向性を記述しているところであり、原案通りとさせていただきますが、計画の実施にあたり適切に対応してまいります。</li> </ul>
142	第2 目標6 (基本的な施策) (2)	以下の『』の部分を追記してほしい。 「○耐震性・省エネルギー性能・バリアフリー性能『・ヒートショック対策・レジリエンス機能』等を向上させるリフォームや建替えによる良質な住宅ストックへの更新」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・御意見の趣旨については、「耐震性・省エネルギー性能・バリアフリー性能等」との記載に含まれており、原案通りとさせていただきます。</li> <li>・なお、ヒートショック対策については、目標4（1）（基本的な施策）「バリアフリー性能やヒートショック対策等の観点踏まえた良好な温熱環境を備えた住宅の整備、リフォームの促進」、レジリエンス機能については、目標2（1）（基本的な施策）「住宅・住宅地のレジリエンス機能の向上」と記載しております。</li> </ul>

整理番号	意見関係箇所	頂いたご意見の概要	ご意見に対する考え方
143	第2 目標6 (基本的な施策) (2)	基本的な施策「耐震性・省エネルギー性能・温熱環境性・バリアフリー性能等を向上させるリフォームや建替えによる良質な住宅ストックへの更新」の記載場所を、「(2)長寿命化に向けた適切な維持管理・修繕、老朽化マンションの再生(建替え・マンション敷地売却)の円滑化」ではなく、「(1)ライフスタイルに合わせた柔軟な住替えを可能とする既存住宅流通の活性化」に変更してほしい。	・御意見頂いた「耐震性・省エネルギー性能・温熱環境性・バリアフリー性能等を向上させるリフォームや建替えによる良質な住宅ストックへの更新」の施策は目標6(2)「長寿命化に向けた適切な維持管理・修繕」と趣旨を同じくすることから、原案通りとさせていただきます。
144	第2 目標6 (基本的な施策) (2)	以下の『』ように文章を修正してほしい。 「○耐震性・省エネルギー性能・バリアフリー性能等の向上や、『優れた温熱環境を確保するための』リフォームや建替えによる良質な住宅ストックへの更新」	・頂いた御意見等を踏まえ、目標6(2)(基本的な施策)「・・・安全・安心で良質な温熱環境を備えた良質な住宅ストックへの更新」と追記しております。
145	第2 目標6 (基本的な施策) (3)	炭素固定効果の高い木造住宅の普及や、CLT(直交集成板)等の推進には、木造住宅の解体時に出る古材の利用が必要ではないか。	・御意見の趣旨については、目標8(2)(基本的な施策)「住宅生産プロセスにおけるCO <sub>2</sub> 排出量を削減」、別紙1住宅性能水準3(1)「建設・解体時の廃棄物の削減、解体処理・リサイクルの容易性、地域材・再生建材の利用…について適切な水準を確保する」と記載しており、原案通りとし、計画の実施にあたり適切に対応してまいります。
146	第2 目標6 (基本的な施策) (3)	再利用可能な古民家の移築や解体の際の古材を廃棄物とするのではなく、用材として活用するための基準と採用する際の評価システムを構築することが必要ではないか。	・本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、「基本的な施策」では、施策の基本的な方向性を記述しているところです。 ・なお、御意見の趣旨については、目標6(3)(基本的な施策)「炭素貯蔵効果の高い木造住宅等の普及…により、まちにおける炭素の貯蔵の促進」、目標8(2)(基本的な施策)「住宅生産プロセスにおけるCO <sub>2</sub> 排出量を削減」、別紙1住宅性能水準3(1)「建設・解体時の廃棄物の削減、解体処理・リサイクルの容易性、地域材・再生建材の利用…について適切な水準を確保する」と記載しており、頂いた御意見を参考としつつ、「基本的な施策」を踏まえて、具体的な施策を検討・実施してまいります。

整理番号	意見関係箇所	頂いたご意見の概要	ご意見に対する考え方
147	第2 目標6 (基本的な施策) (3)	基本的な施策に「木造住宅を新築する際に炭素量の表示を推奨」する旨を記載してほしい。その際、使用される木材に「国産自然乾燥材」と表記することで、乾燥窯に入れて乾燥させた材と区別すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、「基本的な施策」では、具体的な施策の記載は最小限にとどめ、施策の基本的な方向性を記述しているところです。</li> <li>なお、御意見の趣旨については、目標6(3)(基本的な施策)「炭素貯蔵効果の高い木造住宅等の普及」と記載しており、頂いた御意見を参考としつつ、「基本的な施策」を踏まえて、具体的な施策を検討・実施してまいります。</li> </ul>
148	第2 目標6 (基本的な施策) (3)	国産木材の炭素固定化について、「住教育」を通して認知の拡大をお願いしたい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>頂いた御意見等を踏まえ、第4(1)②「国と地方公共団体・・・等が、・・・住教育を推進して住まいの選択に関する情報提供を行うなど、豊かな住生活の実現に向けた施策を推進する。」と追記しております。</li> </ul>
149	第2 目標6 (基本的な施策) (3)	仲介業者によるインスペクション説明能力と、インスペクションを実施する既存住宅状況調査技術者のレベルを向上すべきではないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>御意見の趣旨については、目標8(1)(基本的な施策)「インスペクションの実施等、住生活を支える人材の育成・活用」と記載しており、計画の実施にあたり適切に実施してまいります。</li> </ul>
150	第2 目標6 (基本的な施策) (3)	既存住宅流通の際にインスペクションを義務化する、もしくはインスペクション実施補助制度を創設する等の施策により、実施数自体を増やすしくみが必要ではないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、「基本的な施策」では、具体的な施策の記載については最小限にとどめ、予算措置・財源措置を記載するのではなく、施策の基本的な方向性を記述しているところです。</li> <li>御意見の趣旨については、目標6(1)(基本的な施策)「基礎的な性能や優良な性能が確保された既存住宅の情報が購入者に分かりやすく提示される仕組みの改善(安心R住宅、長期優良住宅)を行って購入物件の安心感を高める」、「既存住宅に関する瑕疵保険の充実や紛争処理体制の拡充等により、購入後の安心感を高めるための環境整備を推進」、目標8(1)(基本的な施策)「インスペクションの実施等、住生活を支える人材の育成・活用」と記載しており、計画の実施にあたり適切に実施してまいります。</li> </ul>

整理番号	意見関係箇所	頂いたご意見の概要	ご意見に対する考え方
151	第2 目標6 (基本的な施策) (3)	消費者が適切な情報提供を受けるために、既存住宅状況調査の調査内容・項目・調査方法及び判断基準を明確化してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、「基本的な施策」では、具体的な施策の記載については最小限にとどめ、施策の基本的な方向性を記述しているところです。</li> <li>・なお、御意見の趣旨については、目標6(1)(基本的な施策)「基礎的な性能や優良な性能が確保された既存住宅の情報が購入者に分かりやすく提示される仕組みの改善(安心R住宅、長期優良住宅)を行って購入物件の安心感を高める」、「既存住宅に関する瑕疵保険の充実や紛争処理体制の拡充等により、購入後の安心感を高めるための環境整備を促進」、目標8(1)(基本的な施策)「インスペクションの実施等、住生活を支える人材の育成・活用」と記載しており、頂いた御意見を参考としつつ、「基本的な施策」を踏まえて、具体的な施策を実施・検討してまいります。</li> </ul>
152	第2 目標6 (基本的な施策) (3)	木材を再度有効に活用することが炭素固定の推進に繋がる。まず設計・建設および消費者に対して炭素固定化の理解推進を行うために、住教育カードを用いた住教育が必要ではないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・御意見の趣旨については、目標7(2)(基本的な施策)「空き家の情報収集や調査研究活動、発信、教育・広報活動を通じて空き家対策を行う民間団体等の取組を支援」と記載するとともに、頂いた御意見等を踏まえ、第4(1)②「国と地方公共団体・・・等が、・・・住教育を推進して住まいの選択に関する情報提供を行うなど、豊かな住生活の実現に向けた施策を推進する。」と追記しております。</li> </ul>
153	第2 目標6 (基本的な施策) (3)	エコポイントや税制面で消費者を優遇することで、炭素固定化を推進すべきではないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であり、予算制度や税制のあり方について定めるものではありません。</li> </ul>
154	第2 目標6 (基本的な施策) (3)	木造住宅を解体し廃棄処分して二酸化炭素を放出するのではなく、その既存の木造住宅に含まれる炭素を、長期間固定化する考え方を推進する事が重要である。古民家・蔵・木造住宅から取り出される古材(国産自然乾燥材)の利活用や、移築に対しての支援を促進してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・御意見の趣旨については、目標6(3)(基本的な施策)「炭素貯蔵効果の高い木造住宅等の普及や、CLT(直交集成板)等を活用した中高層住宅等の木造化等により、まちにおける炭素の貯蔵の促進」、目標8(2)(基本的な施策)「住宅生産プロセスにおけるCO<sub>2</sub>排出量を削減」、別紙1住宅性能水準3(1)「建設・解体時の廃棄物の削減、解体処理・リサイクルの容易性、地域材・再生建材の利用...について適切な水準を確保する」と記載しており、原案通りとし、計画の実施にあたり適切に対応してまいります。</li> </ul>
155	第2 目標6 (基本的な施策) (3)	木造住宅を新築した時に木材に含まれる炭素量を表示することを推奨し、建築面積に於ける炭素固定量に対して消費者に還元することを推進してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、「基本的な施策」では、具体的な施策の記載については最小限にとどめ、施策の基本的な方向性を記述しているところであり、原案通りとさせていただきます。</li> </ul>

整理番号	意見関係箇所	頂いたご意見の概要	ご意見に対する考え方
156	第2 目標6 (基本的な施策) (3)	以下の『』の部分を加筆すべき。 「炭素固定効果の高い木造住宅『・木造建築物』の普及や、CLT（直交集成板）等を活用した『低層・』中高層住宅『・建築物』の木造化等により、まちにおける炭素の固定の促進」	・頂いた御意見等を踏まえ、「炭素貯蔵効果の高い木造住宅等の普及や、CLT（直交集成板）等を活用した中高層住宅等の木造化等により、まちにおける炭素の貯蔵の促進」と追記しております。
157	第2 目標6 (基本的な施策) (3)	以下の『』の部分を追記してほしい。 「レジリエンス機能の強化に資する住宅・自動車におけるエネルギーの共有・融通を図るV2H（電気自動車から住宅に電力を供給するシステム）『や分散電源等』の普及を推進」	・本計画は今後10年間に於ける施策の方向性を定める基本的な計画であることから、「基本的な施策」では、具体的な施策の記載については最小限にとどめ、施策の基本的な方向性を記述しているところです。 ・御意見の趣旨については、目標2（1）（基本的な施策）「食料、物資、エネルギー等を住宅単体・共同で確保し、災害による停電、断水時にも居住継続が可能な住宅・住宅地のレジリエンス機能の向上」と記載していることから、原案通りとし、頂いた御意見を参考としつつ、計画の実施にあたり適切に対応してまいります。
158	第2 目標6 (基本的な施策) (3)	以下の『』の部分を追記してほしい。 「レジリエンス機能の強化『のため、災害下でも継続的に電力を生み出すことができる家庭用燃料電池や太陽光発電といった発電設備の普及を推進し、そのほか事前に蓄えた電力を一定期間供給できる設備として蓄電池や、住宅と自動車間でエネルギーの共有・融通ができる』V2H（電気自動車から住宅に電力を供給するシステム）の普及を推進」	・本計画は今後10年間に於ける施策の方向性を定める基本的な計画であり、「基本的な施策」では、具体的な施策の説明の記載については最小限にとどめ、施策の基本的な方向性を記述していることから、原案通りとし、頂いた御意見を参考としつつ、計画の実施にあたり適切に対応してまいります。
159	第2 目標6 (基本的な施策) (3)	以下の『』の部分を追記してほしい。 「レジリエンス機能の強化に資する『太陽光発電、蓄電池、停電時自立発電機能付き燃料電池および』住宅・自動車におけるエネルギーの共有・融通を図るV2H（電気自動車から住宅に電力を供給するシステム）の普及を推進」	・本計画は今後10年間に於ける施策の方向性を定める基本的な計画であることから、「基本的な施策」では、具体的な施策等の記載は最小限にとどめ、施策の基本的な方向性を記述しているところです。 ・御意見の趣旨については、目標2（1）（基本的な施策）「食料、物資、エネルギー等を住宅単体・共同で確保し、災害による停電、断水時等にも居住継続が可能な住宅・住宅地のレジリエンス機能の向上」と記載していることから、原案通りとし、頂いた御意見を参考としつつ、計画の実施にあたり適切に対応してまいります。

整理番号	意見関係箇所	頂いたご意見の概要	ご意見に対する考え方
160	第2 目標6 (基本的な施策) (3)	「炭素固定効果の高い木造住宅の普及や、CLT（直交集成板）等を活用した中高層住宅の木造化等により、まちにおける炭素の固定の促進」とあるが、木材は非常に加工しやすい材料であり、再利用する際に加工もしやすい非常に扱いやすい材料であり、自然界から提供されている。既存住宅の木材を再利用することにより、資源の再利用を促進することとなり、再利用が進めば材料の価値も上がり、建物そのものの価値も長い間高い状態を保つことができる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>御意見の趣旨については、目標8（2）（基本的な施策）「住宅生産プロセスにおけるCO<sub>2</sub>排出量を削減」、別紙1住宅性能水準3（1）「建設・解体時の廃棄物の削減、解体処理・リサイクルの容易性、地域材・再生建材の利用…について適切な水準を確保する」と記載しており、原案通りとし、計画の実施にあたり適切に対応してまいります。</li> </ul>
161	第2 目標6 (基本的な施策) (3)	以下の『』のように加筆してほしい。 「○炭素固定効果の高い木造住宅の普及、特にAD材を利用や、CLT(直交集成板)等を活用した中高層住宅の木造化等により、まちにおける炭素の固定の促進。『また、炭素固定効果の高い空き家・古民家などの移築や古材を再活用した新築住宅の推進。』」	<ul style="list-style-type: none"> <li>御意見の趣旨については、目標8（2）（基本的な施策）「住宅生産プロセスにおけるCO<sub>2</sub>排出量を削減」、別紙1住宅性能水準3（1）「建設・解体時の廃棄物の削減、解体処理・リサイクルの容易性、地域材・再生建材の利用…について適切な水準を確保する」と記載しており、原案通りとし、計画の実施にあたり適切に対応してまいります。</li> </ul>
162	第2 目標6 (成果指標)	良質なストックを形成するために、新築住宅における省エネ基準適合率やZEH比率などを成果指標とすべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>頂いた御意見等を踏まえ、目標6の成果指標に、「なお、・・・住宅ストックにおける省エネルギー基準適合割合及びZEHの供給割合の目標を地球温暖化対策計画及びエネルギー基本計画に反映し、これらは住生活基本計画の成果指標に追加されたものとみなす。」と追記しております。</li> </ul>
163	第2 目標6 (成果指標)	新築住宅におけるZEH・LCCM住宅の普及目標として、具体的数値と到達年度を記載すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅の省エネルギー性能に関する成果指標として、今回新たに「住宅ストックのエネルギー消費量の削減率」を新設することとしており、ZEHやLCCM住宅の普及によるエネルギー消費量の削減量についても評価してまいります。</li> <li>また、頂いた御意見等を踏まえ、目標6の成果指標に、「なお、・・・住宅ストックにおける省エネルギー基準適合割合及びZEHの供給割合の目標を地球温暖化対策計画及びエネルギー基本計画に反映し、これらは住生活基本計画の成果指標に追加されたものとみなす。」と追記しております。</li> </ul>

整理番号	意見関係箇所	頂いたご意見の概要	ご意見に対する考え方
164	第2 目標6 (成果指標)	成果指標に建築物省エネ法基準への適合やエネルギー性能表示制度(BELS)を段階的に義務化していく事を記載すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>頂いた御意見等を踏まえ、目標6(3)(基本的な施策)「2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、省エネルギー性能を一層向上しつつ、・・・するとともに、省エネルギー基準の義務づけや省エネルギー性能表示に関する規制など更なる規制の強化」と追記しております。</li> </ul>
165	第2 目標6 (成果指標)	DXの推進等に関する成果指標はいつ、どのような形で公表されるのか教えてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>頂いた御意見等を踏まえ、目標1の新たな成果指標として、「DX推進計画を策定し、実行した大手住宅事業者の割合」と追記しております。</li> </ul>
166	第2 目標6 (成果指標)	既存住宅流通とリフォームの市場規模はそれぞれ独立した成果指標とすべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存住宅流通及びリフォーム市場の活性化は、相互に関連が深いことから、市場規模全体を一体的に把握することとしたものです。なお、それぞれの現状値についても観測・実況指標として設定し、引き続き市場規模を適切に把握してまいります。</li> </ul>
167	第2 目標6 (成果指標)	成果指標として「住宅ストックのエネルギー消費量の削減率(平成25年度比)3%(平成30)→18%(令和12)」とあるが、設定根拠を教えてください。国として2050年カーボンニュートラルを目指すことが宣言された現在、確実に計画は見直されると思うが、その時期や目標を記載してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「住宅ストックのエネルギー消費量の削減率」の目標値については、地球温暖化対策計画(平成28年5月閣議決定)と統合的な数値となっております。また、地球温暖化対策計画に変更があった場合には、この目標も同時に見直されたものとみなすこととしております。</li> </ul>

整理番号	意見関係箇所	頂いたご意見の概要	ご意見に対する考え方
168	第2 目標7	物件取得時の申告や、リバースモーゲージのような自分の生存中に限る所有制度の導入など、住まいの所有について制度の整備・創設が必要ではないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であり、「基本的な施策」では、具体的な施策の記載については最小限にとどめ、施策の基本的な方向性を記述しており、原案通りとさせていただきます。</li> <li>・空き家対策については、頂いた御意見を参考としつつ、「基本的な施策」を踏まえて、具体的な施策を検討・実施してまいります。</li> </ul>
169	第2 目標7	インスペクションの義務化、適正な金額の制定、リフォーム推進のための建設業者の勉強会の実施をお願いしたい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、「基本的な施策」では、具体的な施策の記載については最小限にとどめ、施策の基本的な方向性を記述しており、原案どおりとさせていただきます。</li> <li>頂いた御意見を参考としつつ、「基本的な施策」を踏まえて、具体的な施策を検討・実施してまいります。</li> </ul>
170	第2 目標7	空き家バンクの空き家を、地方自治体が民間の業者（宅建を兼ねる建設会社）に販売する仕組みを推進してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・御意見の趣旨については、目標7（2）（基本的な施策）「空き家・空き地バンクを活用しつつ、地方公共団体と民間団体等が連携して古民家等の空き家の改修・DIY等を進め・・・」と記載しており、頂いた御意見を参考としつつ、具体的な施策を検討・実施してまいります。</li> </ul>
171	第2 目標7	空き家でDIY講習を行う際に、国が助成金を出すべきではないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家のDIYについては、目標7（2）（基本的な施策）「空き家・空き地バンクを活用しつつ、地方公共団体と民間団体等が連携して古民家等の空き家の改修・DIY等を進め・・・」と追記しており、頂いた御意見を参考としつつ、「基本的な施策」を踏まえて、具体的な施策を検討・実施してまいります。</li> <li>・なお、本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であり、予算制度や財源措置について定めるものではありません。</li> </ul>

整理番号	意見関係箇所	頂いたご意見の概要	ご意見に対する考え方
172	第2 目標7	地域住民への啓蒙を目的として、空き家勉強会に予算を確保してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であり、予算制度や財源措置について定めるものではありません。</li> </ul>
173	第2 目標7	空家の固定資産税の増額・空家税の創設、また空家を活用した方への固定資産税の減額や補助金の創設が必要ではないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であり、予算制度や税制のあり方について定めるものではありません。</li> </ul>
174	第2 目標7	中古住宅活用のため、改修向け補助金の増額、税制優遇（長期優良住宅リフォーム推進事業の金額の増額）、新築住宅に対する課税等を行ってほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であり、予算制度や税制のあり方について定めるものではありません。</li> </ul>
175	第2 目標7	リフォームに関する建築基準法の見直し、無資格者の改修を制限する等の法整備をお願いしたい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 頂いた御意見を参考としつつ、「基本的な施策」を踏まえて、具体的な施策を検討・実施してまいります。</li> <li>• なお、建築物の所有者等がリフォーム等を行う場合であっても、建築基準法等の関係法令を遵守する必要があります。</li> </ul>

整理番号	意見関係箇所	頂いたご意見の概要	ご意見に対する考え方
176	第2 目標7	観光面のアピールも視野に入れて、古民家活用に関する補助金の創設はじめ国の支援をお願いしたい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であり、予算制度や財源措置について定めるものではありません。</li> </ul>
177	第2 目標7	空家の再利用だけでなく、農園や多目的ポケットパークなど解体後の空地が活用できるようなスキームを構築してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>御意見の趣旨については、目標7(2)(基本的な施策)「空き家の除却と合わせた敷地整序や、土地等のコーディネート機能を担うランドバンクを通じた空き家・空き地の一体的な活用・売却等による総合的な整備を推進」と記載しております。</li> </ul>
178	第2 目標7	「古民家再生」で多くの空き家古民家の再生・利活用の実績をもって、空き家の専門として「一般社団法人空き家アドバイザー協議会」を設立し、「空き家課題解決」を進めている。空き家発生抑制では「住教育」、利活用では「DIY賃貸借」、解体促進では「移築」を進めている。空き家の課題解決のために、住生活基本計画でこれら要素を明記すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「住教育」につきましては、頂いた御意見等を踏まえ、第4(1)②「国と地方公共団体・・・等が、・・・住教育を推進して住まいの選択に関する情報提供を行うなど、豊かな住生活の実現に向けた施策を推進する。」と追記しております。</li> <li>「DIY」につきましては、頂いた御意見等を踏まえ、目標7(2)(基本的な施策)「空き家・空き地バンクを活用しつつ、地方公共団体と民間団体等が連携して古民家等の空き家の改修・DIY等を進め、セカンドハウスやシェア型住宅、一時滞在施設での居住、サブスクリプション型居住等、多様な二地域居住・多地域居住を推進」と追記しております。</li> <li>また、「移築」に関する御意見の趣旨については、目標6(3)(基本的な施策)「炭素貯蔵効果の高い木造住宅等の普及…により、まちにおける炭素の貯蔵の促進」、目標8(2)(基本的な施策)「住宅生産プロセスにおけるCO<sub>2</sub>排出量を削減」、別紙1住宅性能水準3(1)「建設・解体時の廃棄物の削減、解体処理・リサイクルの容易性、地域材・再生建材の利用…について適切な水準を確保する」と記載しております。</li> <li>これらの頂いた御意見を参考としつつ、「基本的な施策」を踏まえて、具体的な施策を検討・実施してまいります。</li> </ul>

整理番号	意見関係箇所	頂いたご意見の概要	ご意見に対する考え方
179	第2 目標7	空き家対策を推進するため、国が実質的な財政支援を行う事を明記すべき。さらに、空地利用の自治体財政支援も明記すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、「基本的な施策」では、予算措置・財源措置などを記載するのではなく、施策の基本的な方向性を記述しているところです。</li> <li>・御意見の趣旨については、目標7（1）及び（2）において記載しており、基本的な施策を踏まえて、計画の実施にあたり適切に対応してまいります。</li> </ul>
180	第2 目標7 （基本的な施策） （1）	空き家の発生抑制の地域での勉強会が必要ではないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・御意見の趣旨については、目標7（2）（基本的な施策）「空き家の情報収集や調査研究活動、発信、教育・広報活動を通じて空き家対策を行う民間団体等の取組を支援」と記載するとともに、頂いた御意見等を踏まえ、第4（1）②「国と地方公共団体・・・等が、・・・住教育を推進して住まいの選択に関する情報提供を行うなど、豊かな住生活の実現に向けた施策を推進する。」と追記しており、計画の実施にあたり適切に対応してまいります。</li> </ul>
181	第2 目標7 （基本的な施策） （1）	基本的な施策に「地域の状況をよく把握しているシルバー人材センター会員による木造簡易鑑定を通じた、空き家の荒廃化を防止し、売買や利活用の推進」を追加してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、施策の基本的な方向性を記述しているところです。</li> <li>・なお、御意見の趣旨については、目標7（1）（基本的な施策）「地方公共団体と地域団体等が連携して空き家所有者のための相談体制を強化し、空き家の発生抑制や空き家の荒廃化の未然防止、除却等を推進」と記載しており、頂いた御意見を参考としつつ、「基本的な施策」を踏まえて、具体的な施策を検討・実施してまいります。</li> </ul>
182	第2 目標7 （基本的な施策） （1）	基本的な施策に「空き家問題をワンストップで解決する団体、一般社団法人 全国空き家アドバイザー協議会と協働し、地方自治体からの情報と民間企業の横の繋がりによる、官民のお互いの強いところを活かし連携を促進」を記載してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、施策の基本的な方向性を記述しているところです。</li> <li>・なお、御意見の趣旨については、目標7（1）（基本的な施策）「地方公共団体と地域団体等が連携して空き家所有者のための相談体制を強化し、空き家の発生抑制や空き家の荒廃化の未然防止、除却等を推進」と記載しており、頂いた御意見を参考としつつ、「基本的な施策」を踏まえて、具体的な施策を検討・実施してまいります。</li> </ul>

整理番号	意見関係箇所	頂いたご意見の概要	ご意見に対する考え方
183	第2 目標7 (基本的な施策) (1)	(一社)住教育推進機構の住教育インストラクターの地方公共団体の委員会等への参画を推進してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、施策の基本的な方向性を記述しているところです。</li> <li>・なお、地方公共団体の委員会等の人選については、各地方公共団体において適切に判断されるものと考えております。</li> </ul>
184	第2 目標7 (基本的な施策) (1)	<p>地方自治体と地域団体等が連携して空き家所有者のための相談体制の整備が必要ではないか。</p> <p>施策の「空き家の発生抑制」の後に、「に住教育カードゲームを活用し、主体性を持った考えや選択・実践ができる生活者を育成し、また」と記載してほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、「基本的な施策」では、施策の基本的な方向性を記述しているところです。</li> <li>・なお、御意見の趣旨については、目標7(2)(基本的な施策)「空き家の情報収集や調査研究活動、発信、教育・広報活動を通じて空き家対策を行う民間団体等の取組を支援」と記載しており、また、頂いた御意見等を踏まえ、第4(1)②「国と地方公共団体・・・等が、・・・住教育を推進して住まいの選択に関する情報提供を行うなど、豊かな住生活の実現に向けた施策を推進する。」と追記しております。</li> </ul>
185	第2 目標7 (基本的な施策) (1)	<p>住教育セミナーを開講し、在来工法住宅やマンションのリユースやメンテナンス・インスペクションの必要性や再利用、改修、伝統工法住宅なら移築・再築が可能であること、解体した後の古材の流通販売が可能であることを広く知ってもらうことが、空き家対策にも繋がると考えられる。については空き家の発生抑制や空き家の荒廃化の未然防止に力を入れるために、「住教育」の普及と「住教育カード」を活用したセミナーの実施を提案したい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、「基本的な施策」では、施策の基本的な方向性を記述しているところです。</li> <li>・御意見の趣旨については、目標7(2)(基本的な施策)「空き家の情報収集や調査研究活動、発信、教育・広報活動を通じて空き家対策を行う民間団体等の取組を支援」と記載するとともに、頂いた御意見等を踏まえ、第4(1)②「国と地方公共団体・・・等が、・・・住教育を推進して住まいの選択に関する情報提供を行うなど、豊かな住生活の実現に向けた施策を推進する。」と追記しております。</li> </ul>
186	第2 目標7 (基本的な施策) (1)	<p>空き家の管理促進のため、一般社団法人住教育推進機構とも連携し地方公共団体で設置される委員会等へ有識者として地域の住教育インストラクターが参画してほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、施策の基本的な方向性を記述しているところです。</li> <li>・なお、地方公共団体の委員会等の人選については、各地方公共団体において適切に判断されるものと考えております。</li> </ul>

整理番号	意見関係箇所	頂いたご意見の概要	ご意見に対する考え方
187	第2 目標7 (基本的な施策) (1)	「空き家の発生抑制や空き家の荒廃化の未然防止」のために、シルバー人材センターの調査委託ほか実効性のあるシステムを要望したい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、施策の基本的な方向性を記述しているところです。</li> <li>・なお、住教育の推進については、目標7(2)(基本的な施策)「空き家の情報収集や調査研究活動、発信、教育・広報活動を通じて空き家対策を行う民間団体等の取組を支援」と記載するとともに、頂いた御意見等を踏まえ、第4(1)②「国と地方公共団体・・・等が、・・・住教育を推進して住まいの選択に関する情報提供を行うなど、豊かな住生活の実現に向けた施策を推進する。」と追記しており、頂いた御意見を参考としつつ、「基本的な施策」を踏まえて、具体的な施策を検討・実施してまいります。</li> </ul>
188	第2 目標7 (基本的な施策) (1)	空き家の実態を把握するために、空き家の定義について見直し・周知をすべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、「基本的な施策」では、施策の基本的な方向性を記述しているところです。頂いた御意見も参考にしつつ、空き家の実態把握等に努めてまいります。</li> </ul>
189	第2 目標7 (基本的な施策) (2)	古民家等空き家を安く購入してDIYする際には、災害時の倒壊等を考慮して、内装に限定する仕組みが必要ではないか。併せて、リフォーム瑕疵保険を掛けられる業者を推薦する仕組みも必要ではないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、「基本的な施策」では、施策の基本的な方向性を記述しているところです。</li> <li>・また、目標8(1)(基本的な施策)「住生活を支える人材の育成・活用」と記載しており、計画の実施にあたり、リフォーム事業者団体登録制度を周知するなど適切に対応してまいります。</li> </ul>
190	第2 目標7 (基本的な施策) (2)	基本的な施策に「空き家バンクの活性化をはかるため、DIYの活用」を記載してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・頂いた御意見等を踏まえ、目標7(2)(基本的な施策)「空き家・空き地バンクを活用しつつ、地方公共団体と民間団体等が連携して古民家等の空き家の改修・DIY等を進め、セカンドハウスやシェア型住宅、一時滞在施設での居住、サブスクリプション型居住等、多様な二地域居住・多地域居住を推進」と追記しております。</li> </ul>

整理番号	意見関係箇所	頂いたご意見の概要	ご意見に対する考え方
191	第2 目標7 (基本的な施策) (2)	住宅リフォーム事業者団体の優良事業者が構造部分を担当して空き家購入者(一般所有者)が出来ることに関わるようなDIY環境の構築について記載してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・頂いた御意見等を踏まえ、目標7(2)(基本的な施策)「空き家・空き地バンクを活用しつつ、地方公共団体と民間団体等が連携して古民家等の空き家の改修・DIY等を進め、セカンドハウスやシェア型住宅、一時滞在施設での居住、サブスクリプション型居住等、多様な二地域居住・多地域居住を推進」と追記しており、頂いた御意見を参考としつつ、「基本的な施策」を踏まえて、具体的な施策を検討・実施してまいります。</li> </ul>
192	第2 目標7 (基本的な施策) (2)	古民家等のリフォームにおいて瑕疵保険の徹底が必要ではないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・御意見の趣旨については、目標6(1)(基本的な施策)「既存住宅に関する瑕疵保険の充実」と記載しており、計画の実施にあたり適切に対応してまいります。</li> </ul>
193	第2 目標7 (基本的な施策) (2)	空き家購入者に対するDIYへの補助制度を促進してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であり、予算制度や財源措置について定めるものではありません。</li> <li>・なお、目標7(2)(基本的な施策)「空き家・空き地バンクを活用しつつ、地方公共団体と民間団体等が連携して古民家等の空き家の改修・DIY等を進め・・・」と追記しております。</li> </ul>
194	第2 目標7 (基本的な施策) (2)	空き家活用に関する助成金・補助金は自治体ごとに異なっており、国の立場で統一してほしい。「古民家等の空き家に関してDIY型賃貸借の促進」を記載してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であり、予算制度や財源措置について定めるものではありません。</li> <li>・また、頂いた御意見等を踏まえ、目標7(2)(基本的な施策)「空き家・空き地バンクを活用しつつ、地方公共団体と民間団体等が連携して古民家等の空き家の改修・DIY等を進め、セカンドハウスやシェア型住宅、一時滞在施設での居住、サブスクリプション型居住等、多様な二地域居住・多地域居住を推進」と追記しております。</li> </ul>

整理番号	意見関係箇所	頂いたご意見の概要	ご意見に対する考え方
195	第2 目標7 (基本的な施策) (2)	DIYサポートに対する具体的な施策として、構造体はリフォーム事業者団体の優良な事業者が行い、仕上げ等は購入者が行う仕組みを進めてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・頂いた御意見を踏まえ、目標7(2)(基本的な施策)「空き家・空き地バンクを活用しつつ、地方公共団体と民間団体等が連携して古民家等の空き家の改修・DIY等を進め、セカンドハウスやシェア型住宅、一時滞在施設での居住、サブスクリプション型居住等、多様な二地域居住・多地域居住を推進」と追記しており、頂いた御意見を参考としつつ、「基本的な施策」を踏まえて、具体的な施策を検討・実施してまいります。</li> </ul>
196	第2 目標7 (基本的な施策) (2)	基本的な施策にDIYサポートに対する具体的な施策を記載して欲しい。また、「DIY型賃貸借」に積極的に取り組む旨を追加してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・頂いた御意見等を踏まえ、目標7(2)(基本的な施策)「空き家・空き地バンクを活用しつつ、地方公共団体と民間団体等が連携して古民家等の空き家の改修・DIY等を進め、セカンドハウスやシェア型住宅、一時滞在施設での居住、サブスクリプション型居住等、多様な二地域居住・多地域居住を推進」と追記しており、頂いた御意見を参考としつつ、「基本的な施策」を踏まえて、具体的な施策を検討・実施してまいります。</li> </ul>
197	第2 目標7 (基本的な施策) (2)	空き家の利活用につなげるため、空き家へのDIYサポートを具体的な施策を明記する。また、地方にある古民家等の空き家をコンパクトシティに移築し、住文化と伝統的工法の継承を同時に進めてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・頂いた御意見等を踏まえ、目標7(2)(基本的な施策)「空き家・空き地バンクを活用しつつ、地方公共団体と民間団体等が連携して古民家等の空き家の改修・DIY等を進め、セカンドハウスやシェア型住宅、一時滞在施設での居住、サブスクリプション型居住等、多様な二地域居住・多地域居住を推進」と追記しております。</li> <li>・また、御意見の趣旨については、目標8(1)(基本的な施策)「伝統的な建築技術の継承」、別紙1住宅性能水準3(1)「建設・解体時の廃棄物の削減、解体処理・リサイクルの容易性、地域材・再生建材の利用…」について適切な水準を確保する」と記載しており、頂いた御意見を参考としつつ、「基本的な施策」を踏まえて、具体的な施策を検討・実施してまいります。</li> </ul>
198	第2 目標7 (基本的な施策) (2)	空き家・古民家の購入者が安全にDIYをできる環境を作るとともに、基本的な構造体の改修に関しては住宅リフォーム事業者団体の登録事業者で対応するなど、利用者の安全を確保するべきではないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、「基本的な施策」では、施策の基本的な方向性を記述しているところです。</li> <li>・また、御意見の趣旨については、目標6(1)(基本的な施策)「既存住宅に関する瑕疵保険の充実」と記載するとともに、目標7(2)(基本的な施策)「地方公共団体と民間団体等が連携して古民家等の空き家の改修・DIY等を進め…」と追記しており、計画の実施にあたり適切に対応してまいります。</li> </ul>

整理番号	意見関係箇所	頂いたご意見の概要	ご意見に対する考え方
199	第2 目標7 (基本的な施策) (2)	DIYに対する補助政策を実施して、ワーケーション、サテライトテラス、分散型ホテルなど新たなビジネスにつながるような空き家の多様な利活用を推進してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・頂いた御意見等を踏まえ、目標7(2)(基本的な施策)「空き家・空き地バンクを活用しつつ、地方公共団体と民間団体等が連携して古民家等の空き家の改修・DIY等を進め、セカンドハウスやシェア型住宅、一時滞在施設での居住、サブスクリプション型居住等、多様な二地域居住・多地域居住を推進」と追記しており、頂いた御意見を参考としつつ、「基本的な施策」を踏まえて、具体的な施策を検討・実施してまいります。</li> </ul>
200	第2 目標7 (基本的な施策) (2)	建築年数が100年を超えるような伝統工法として文化的価値の高い建築物は、不動産価値を評価する仕組みがない。古い空き家を評価する仕組みが必要である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・御意見の趣旨については、目標7(2)(基本的な施策)「空き家・空き地バンクを活用しつつ、地方公共団体と民間団体等が連携して古民家等の空き家の改修・DIY等を進め、セカンドハウスやシェア型住宅、一時滞在施設での居住、サブスクリプション型居住等、多様な二地域居住・多地域居住を推進」、「空き家を活用した新たなビジネスを創出」と記載しており、頂いた御意見を参考としつつ、「基本的な施策」を踏まえて、具体的な施策を検討・実施してまいります。</li> </ul>
201	第2 目標7 (基本的な施策) (2)	空き家を放置することの不利益(所有者にとっても地域にとっても)を周知し、除却や活用することの利益(同)を具体的に周知する活動が必要である。そのために、自治体からは空き家情報(所有者との接点)を提供・民側は具体的な除却・改良提案をするような恰好で、官民合同の協議会形式で行動を起こしてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、「基本的な施策」では、具体的な施策の記載は最小限にとどめ、施策の基本的な方向性を記述しているところです。</li> <li>・なお、御意見の趣旨については、目標7(1)(基本的な施策)「地方公共団体と地域団体等が連携して空き家所有者のための相談体制を強化し、空き家の発生抑制や空き家の荒廃化の未然防止、除却等を推進」と記載しており、頂いた御意見を参考としつつ、「基本的な施策」を踏まえて、具体的な施策を検討・実施してまいります。</li> </ul>
202	第2 目標7 (基本的な施策) (1)(2)	空き家の活用に関しては、自治体と民間企業が連携して情報を公開し、購入やリフォームに基準を設けて補助をすることで活用を促進すべきではないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・御意見の趣旨については、目標7(2)(基本的な施策)「空き家・空き地バンクを活用しつつ、地方公共団体と民間団体等が連携して古民家等の空き家の改修・DIY等を進め、セカンドハウスやシェア型住宅、一時滞在施設での居住、サブスクリプション型居住等、多様な二地域居住・多地域居住を推進」と記載しており、頂いた御意見を参考としつつ、「基本的な施策」を踏まえて、具体的な施策を検討・実施してまいります。</li> </ul>

整理番号	意見関係箇所	頂いたご意見の概要	ご意見に対する考え方
203	第2 目標7 (基本的な施策) (2)	空き家購入者がDIYできる環境を構築する場合に、安全を担保するために構造部分に関しては住宅リフォーム事業者団体に登録されてる優良業者が対応する仕組みが必要ではないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・御意見の趣旨については、目標7(2)(基本的な施策)「空き家・空き地バンクを活用しつつ、地方公共団体と民間団体等が連携して古民家等の空き家の改修・DIY等を進め、セカンドハウスやシェア型住宅、一時滞在施設での居住、サブスクリプション型居住等、多様な二地域居住・多地域居住を推進」と記載しており、頂いた御意見を参考としつつ、「基本的な施策」を踏まえて、具体的な施策を検討・実施してまいります。</li> </ul>
204	第2 目標7 (基本的な施策) (2)	古民家の空き家改修が推進される中、古民家において、国が定めるリフォーム瑕疵保険の徹底を行う必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標6(1)(基本的な施策)「既存住宅に関する瑕疵保険の充実」と記載しており、計画の実施にあたり適切に対応してまいります。</li> </ul>
205	第2 目標7 (基本的な施策) (2)	利活用推進するに購入者がDIYできる環境を構築する必要があるが、安全を担保するために構造部分は住宅リフォーム事業者団体に登録される優良事業者で対応する必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標8(1)(基本的な施策)「住生活を支える人材の育成・活用」と記載しており、計画の実施にあたり、リフォーム事業者団体登録制度を周知するなど適切に対応してまいります。</li> </ul>
206	第2 目標7 (基本的な施策) (2)	空き家でのDIYを実践しテレワーク等に活用する仕組みを推進すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・頂いた御意見等を踏まえ、目標7(2)(基本的な施策)「空き家・空き地バンクを活用しつつ、地方公共団体と民間団体等が連携して古民家等の空き家の改修・DIY等を進め、セカンドハウスやシェア型住宅、一時滞在施設での居住、サブスクリプション型居住等、多様な二地域居住・多地域居住を推進」と追記しております。</li> </ul>

整理番号	意見関係箇所	頂いたご意見の概要	ご意見に対する考え方
207	第2 目標7 (成果指標)	成果指標にも全国各地で住教育に関する取組を何件行うか、明記すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>成果指標については、目標の達成状況を定量的に測定するために設定するもので、統計データにより現状把握、フォローアップが可能な項目を取り上げております。今後の計画の見直しに際しては、統計調査の充実も含め、成果指標の充実を図るよう検討してまいりたいと考えております。</li> </ul>
208	第2 目標8	<p>今後、主要な建築行為となるリフォームについて記載がない。</p> <p>①安心して依頼できる施工者の育成（小規模工事に対応した多能工）</p> <p>②DIYの推進</p> <p>③大規模改修の安全性などの実質的チェックシステム等について記載すべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、「基本的な施策」では、具体的な施策の記載は最小限にとどめ、施策の基本的な方向性を記述しているところです。</li> <li>なお、リフォームの人材育成については、目標8（1）（基本的な施策）「住生活を支える人材の育成・活用」と記載しており、DIYについては、頂いた御意見等を踏まえ、目標7（2）（基本的な施策）「・・・古民家等の空き家の改修・DIY等を進め・・・」と追記しております。</li> </ul>
209	第2 目標8	住生活産業の発展のために、地域や団地におけるコミュニティづくりの支援を行うコミュニティコーディネーターの育成を行うべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、「基本的な施策」では、具体的な施策の記載は最小限にとどめ、施策の基本的な方向性を記述しているところです。</li> <li>御意見の趣旨については、目標4（2）（基本的な施策）「三世帯同居や近居、身体・生活状況に応じた円滑な住替え等が行われるとともに、家族やひとの支え合いで高齢者が健康で暮らし、多様な世代がつながり交流する、ミクストコミュニティの形成」、目標8（1）（基本的な施策）「住生活を支える人材の育成・活用」と記載しております。</li> </ul>
210	第2 目標8 (基本的な施策) (1)	「和の住まい推進」として、「瓦屋根」「畳」「襖」「障子」などの各要素の普及推進に関して記載してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、「基本的な施策」では、具体的な要素の記載は最小限にとどめ、施策の基本的な方向性を記述しているところです。「基本的な施策」を踏まえて、具体的な施策を検討・実施してまいります。</li> </ul>

整理番号	意見関係箇所	頂いたご意見の概要	ご意見に対する考え方
211	第2 目標8 (基本的な施策) (1)	和の住まいと景観法、観光立国推進基本法、各地域の特産品の支援、ユネスコ無形文化遺産に登録された伝統建築工匠の技等との関連付けを記載してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>頂いた御意見等を踏まえ、目標8(1)(基本的な施策)「<u>地域材の利用や伝統的な建築技術の継承、和の住まいを推進</u>」と追記しております。</li> </ul>
212	第2 目標8 (基本的な施策) (1)	和の住まい普及・達成に関して具体的目標値を記載してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>成果指標は、目標の達成状況を定量的に測定するために設定するもので、統計データにより現状把握・フォローアップが可能な項目を取り上げていますが、和の住まいを定量的に把握することは難しい面があると考えています。</li> </ul>
213	第2 目標8 (基本的な施策) (1)	伝統的な建築技術や、伝統的な建築技術で施工された和の住まいの良さ・魅力を、住まい手をはじめ広く国民が知ることが重要であるため、一般社団法人住教育推進機構が推進している住教育の推進について、記載すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、施策の基本的な方向性について記述しています。</li> <li>頂いた御意見等を踏まえ、第4(1)②「<u>国と地方公共団体・・・等が、・・・住教育を推進して住まいの選択に関する情報提供を行うなど、豊かな住生活の実現に向けた施策を推進する。</u>」と追記しております。</li> </ul>
214	第2 目標8 (基本的な施策) (1)	若い世代や都市部で育つ子どもは、伝統的な建築技術で施工された和の住まいに触れる機会が減っている。住教育による重要な伝統継承の推進について記載すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>頂いた御意見等を踏まえ、第4(1)②「<u>国と地方公共団体・・・等が、・・・住教育を推進して住まいの選択に関する情報提供を行うなど、豊かな住生活の実現に向けた施策を推進する。</u>」と追記しております。</li> </ul>

整理番号	意見関係箇所	頂いたご意見の概要	ご意見に対する考え方
215	第2 目標8 (基本的な施策) (1)	基本的な施策「中期的に生産年齢人口が減少する中で、省力化施工、デジタル化等を通じた生産性向上の推進」、「CLT等の新たな部材を活用した工法等や中高層住宅等の新たな分野における木造技術の普及とこれらを担う設計者の育成等」の2項目を削除すべき。 目標8(1)の項目「地域経済を支える裾野の広い住生活産業の担い手の確保・育成」との関連が不明であり、この項目での整理に違和感があるため。	・目標8(1)「地域経済を支える裾野の広い住生活産業の担い手の確保・育成」に向けて、生産年齢人口の減少が想定される中で、担い手を確保するための生産性向上が必要であるとともに、中高層住宅等の新たな分野における木造技術を担う者の育成を図ることが重要であると考えており、原案通りとさせていただきます。
216	第2 目標8 (基本的な施策) (1)	地域の住まいを支える大工技能者等の担い手の確保・育成で「職業能力開発等とも連携しつつ進める」だけではなく、担い手の確保・育成のために「教育機会確保や住宅改修等の公的支援」といった、「地域建設産業従事者育成支援策」を記載してほしい。	・本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であり、具体的な施策の記載は最小限にとどめ、施策の基本的な方向性を記述することとしています。
217	第2 目標8 (基本的な施策) (1)	空き家の活用、日本の技術力の発信、ならびに若手職人にとって魅力的な職業となるように、古民家の空き家などを他国に輸出すべき。	・本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、「基本的な施策」では、施策の基本的な方向性を記述しているところです。頂いた御意見は今後の参考とさせていただきます。
218	第3	大都市一極集中での適正化に限らず、日本全体を居住空間としてバランスよく活用する展望を記載すべき。	・第3においては、住生活基本法第15条第2項第5号に規定する東京都、大阪府その他の住宅に対する需要が著しく多い都道府県における住宅の供給等及び住宅地の供給の促進に関する事項を記載しております。 ・日本全体の良好な居住環境の確保については、別紙2の居住環境水準において方向性を示しておりますが、第3においても同様に、土地の有効・高度利用・適正な管理、災害新ステージや「新たな日常」への対応、既存の公共公益施設の有効活用、生産性向上にも資する職住近接の実現等の観点から、良好な居住環境の形成に配慮することを位置づけております。

整理番号	意見関係箇所	頂いたご意見の概要	ご意見に対する考え方
219	第3(1)	高齢者や子育て世帯等が相互補完できる場として、都心の空き家をシェアハウスなどの共同施設に変える環境づくりが必要ではないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、「基本的な施策」では、具体的な施策の記載は最小限にとどめ、施策の基本的な方向性を記述しているところです。</li> <li>・なお、御意見の趣旨については、目標7(2)(基本的な施策)「空き家・空き地バンクを活用しつつ、地方公共団体と民間団体等が連携して古民家等の空き家の改修・DIY等を進め、セカンドハウスやシェア型住宅、一時滞在施設での居住、サブスクリプション型居住等、多様な二地域居住・多地域居住を推進」と記載しております。</li> </ul>
220	第3(1)	「3、大都市圏における住宅の供給、住宅地の供給促進」において、「それぞれの世帯が無理のない負担で良質な住宅を確保できるよう、住宅と住宅地の供給等を図っていくことが必要」とされているが、そのための具体的な施策を記載すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3は、三大都市圏の世帯数は未だ増加しており、長時間通勤の解消、居住水準の向上、密集市街地の改善等の大都市圏特有の課題解決のために、住生活基本法に基づき住宅の供給等及び住宅地の供給の促進に関する事項を定めているものであり、具体的な施策等を記載しているものではありませんので、原案通りとさせていただきます。</li> </ul>
221	第3(1)	都心の地域の「土地の有効・高度利用」は都心に人口の集中と災害時に甚大を被害をまねく危険があり、これらの記述は削除すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3においては、社会環境の変化や地域ごとの住宅・宅地ストックのあり方を慎重に見極めることや、密集市街地の改善を含め、頻発・激甚化する災害新ステージへの対応の観点から建替え等を推進することを位置づけており、土地の有効・高度利用が、人口の過度な集中や、災害危険性に配慮されつつ行われることを前提として記載しております。</li> </ul>
222	第3(2)	空き家のテレワークやワーケーションで有効活用のために、大都市圏から通勤通学が1.5時間以内の地域の2地域居住の促進してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・御意見の趣旨については、目標1(1)(基本的な施策)「空き家等の既存住宅活用を重視しつつ、・・・地方、郊外、複数地域での居住を推進」、目標7(2)(基本的な施策)「空き家・空き地バンクを活用しつつ、地方公共団体と民間団体等が連携して古民家等の空き家の改修・DIY等を進め、セカンドハウスやシェア型住宅、一時滞在施設での居住、サブスクリプション型居住等、多様な二地域居住・多地域居住を推進」と記載しており、頂いた御意見を参考としつつ、「基本的な施策」を踏まえて、具体的な施策を検討・実施してまいります。</li> </ul>

整理番号	意見関係箇所	頂いたご意見の概要	ご意見に対する考え方
223	第3(2)	地方都市から大都市圏に古民家等の移築を推進してほしい。歴史的建築物の有効活用、コンパクトシティの推奨に繋がり、地方都市の空き家の削減となるため。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、「基本的な施策」では、施策の基本的な方向性を記述しているところです。</li> <li>・御意見の趣旨については、目標7(2)(基本的な施策)「空き家・空き地バンクを活用しつつ、地方公共団体と民間団体等が連携して古民家等の空き家の改修・DIY等を進め、セカンドハウスやシェア型住宅、一時滞在施設での居住、サブスクリプション型居住等、多様な二地域居住・多地域居住を推進」、目標8(1)(基本的な施策)「伝統的な建築技術の継承」、別紙1住宅性能水準3(1)「建設・解体時の廃棄物の削減、解体処理・リサイクルの容易性、地域材・再生建材の利用…について適切な水準を確保する」と記載しており、頂いた御意見を参考としつつ、「基本的な施策」を踏まえて、具体的な施策を検討・実施してまいります。</li> </ul>
224	第3(2)	立地適正化計画の策定には、建築種別ごとの税制見直しも必要ではないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であり、予算制度や税制のあり方について定めるものではありません。</li> </ul>
225	第4	目標7の最大の課題は世代間の意識ギャップであり、コミュニティ形成の上で世代間相互理解が必要。そのためにも住教育を充実させるべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・御意見の趣旨については、目標7(2)(基本的な施策)「空き家の情報収集や調査研究活動、発信、教育・広報活動を通じて空き家対策を行う民間団体等の取組を支援」と記載するとともに、頂いた御意見等を踏まえ、第4(1)②「国と地方公共団体…等が、…住教育を推進して住まいの選択に関する情報提供を行うなど、豊かな住生活の実現に向けた施策を推進する。」と追記しております。</li> </ul>

整理番号	意見関係箇所	頂いたご意見の概要	ご意見に対する考え方
226	第4	官民連携での「住教育の推進」について記載すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>御意見の趣旨については、目標7（2）（基本的な施策）「空き家の情報収集や調査研究活動、発信、教育・広報活動を通じて空き家対策を行う民間団体等の取組を支援」と記載するとともに、頂いた御意見等を踏まえ、第4（1）②「国と地方公共団体・・・等が、・・・住教育を推進して住まいの選択に関する情報提供を行うなど、豊かな住生活の実現に向けた施策を推進する。」と追記しており、頂いた御意見を参考としつつ、「基本的な施策」を踏まえて、具体的な施策を検討・実施してまいります。</li> </ul>
227	第4	第4で、「住宅費軽減（家賃助成、持家支援等）の新たな制度を検討する。」という文言を記載してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であり、予算制度や財源措置について定めるものではありません。</li> </ul>
228	第4（1）	国民の住まいの確保に対して、国及び地方自治体の責任も併せて記載すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本計画は、住生活基本法に基づき、居住の安定の確保を含めた基本理念にのっとり、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策等を定めるもので、国及び地方公共団体は、これらの施策を実施する責務を有するものとされております。</li> </ul>
229	第4（1）	住宅関連事業者の責任に関し、賃貸住宅事業者の賃借人に対する責任を明確にした法整備を図るべき。施策として、家賃低廉化措置を予算上の制度から法令上の制度にするなど、恒常的な家賃補助制度の創設を盛り込むべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、「基本的な施策」では、施策の基本的な方向性を記述しているところです。</li> <li>民間賃貸住宅における適切な管理業務の提供については、頂いた御意見も参考にしつつ、「基本的な施策」を踏まえ、具体的な施策を検討・実施してまいります。</li> <li>目標3（1）（基本的な施策）「民間賃貸住宅の計画的な維持修繕や、賃貸住宅管理業者登録制度に基づく管理業者の適切な管理業務等を通じて、良質で長期に使用できる民間賃貸住宅ストックの形成と賃貸住宅市場の整備の推進」と修正しております。</li> </ul>

整理番号	意見関係箇所	頂いたご意見の概要	ご意見に対する考え方
230	第4（1）	自然環境や住まい手の健康に配慮した建築資材や工法の採用について記載すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>御意見の趣旨については、別紙1住宅性能水準2（7）及び3（1）等に記載しております。</li> </ul>
231	第4（2）	政策誘導手段として、空き家に資産価値がなくとも手続きをした者には控除が得られるような相続税等の減免・優遇措置を考慮すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であり、予算制度や税制のあり方等について定めるものではありません。</li> </ul>
232	第4（2）	住宅の取得時やリフォーム時の住宅消費税の在り方について、住宅政策の立場から目指すべき方向性を記載すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であり、予算制度や税制のあり方について定めるものではありません。</li> </ul>
233	第4（2）	過度にローン政策に傾倒すべきではない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であり、予算制度や税制のあり方について定めるものではありません。</li> </ul>

整理番号	意見関係箇所	頂いたご意見の概要	ご意見に対する考え方
234	第4（3）	住宅ストックの統計調査ほかデータ収集において、地域に根差しているシルバー人材センターに属する高齢者等の活用を検討してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅・土地統計調査をはじめ、住宅政策の推進にあたって必要なデータや資料の収集・分析については、引き続き適切に行ってまいりたいと考えています。</li> </ul>
235	第4（4）	市町村計画における空き家対策を進めるために、専門知識を持つ民間のコーディネーターへの委嘱を行うべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、「基本的な施策」では、具体的な施策の記載は最小限にとどめ、施策の基本的な方向性を記述しているところです。頂いた御意見を参考にしつつ、「基本的な施策」を踏まえて、計画の実施にあたり、適切に対応してまいります。</li> </ul>
236	第4（4）	土地計画は、歴史的な蓄積の上に策定されるものだろうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、「基本的な施策」では、施策の基本的な方向性を記述しているところです。</li> </ul>
237	第4（5）	「政策評価の実施と計画の見直し」に関して、市民参加による評価・見直しを実施してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画については、施策全般に関して「住生活安定向上施策推進会議」を活用し、毎年度、国土交通大臣が関係行政機関の施策の実施状況について、報告をとりまとめ、その概要を公表することとされております。</li> <li>・また、社会経済情勢の変化等を踏まえて、概ね5年後に見直す旨を規定しており、政策評価の枠組を用いながら、施策や成果指標の達成状況をフォローアップすることとしており、これらを通じて、計画の評価や見直しを適切に対応してまいります。</li> </ul>

整理番号	意見関係箇所	頂いたご意見の概要	ご意見に対する考え方
238	別紙1	古民家が見直される中で、安心安全な改修工事ができる住宅リフォーム事業者団体（瑕疵保険付保ができる）を自治体が推進してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画の実施にあたり、消費者が安心してリフォームを行うことができる環境整備に向けて、住宅リフォーム事業者団体登録制度や、地方公共団体が実施するリフォーム事業者（団体）登録制度の活用を図ってまいります。</li> </ul>
239	別紙1 1(1)	便所、洗面所及び浴室の確保は、ユニットバスとなっているものでもよい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>別紙1は、居住者ニーズ及び社会的要請に応える機能・性能を有する良好な住宅ストックを形成するための指針として示しているものですが、御指摘の箇所については、居室の基本的機能・構成等を示したものです。</li> <li>便所、洗面所及び浴室の各機能が適切に確保されていれば、ユニット化されたものでも差し支えないと考えられます。</li> </ul>
240	別紙1 1(2)	<p>1. 基本的機能 (2) 共同住宅における共同施設において、以下の項目を追加すべき。</p> <p>「⑥コミュニティの関係づくりのために、集会所には大きなキッチンを設置し、コミュニティの円滑化を図るとともに、そのようなコーディネートを行う専門家を配置する。」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>別紙1は居住者ニーズ及び社会的要請に応える機能・性能を有する良好な住宅ストックを形成するための指針として定めるものであり、1(2)では共同住宅における共同施設の基本的機能を示しているものですが、集会所における大きなキッチンの設置等に関しては、基本的機能の範囲を超えるものと考えられることから、原案通りとさせていただきます。</li> </ul>
241	別紙1 1(6)	<p>以下の『』のとおり修正をしてほしい。</p> <p>「『適正な』温熱環境の確保が図られるように、結露の防止等に配慮しつつ、断熱性、気密性等について、適正な水準を確保する。また、住戸内の室温差が小さくなるよう、適正な水準を確保する。」との記載に修正してほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>御意見の趣旨は、「適正な水準を確保」に含まれることから、原案通りとさせていただきます。</li> </ul>

整理番号	意見関係箇所	頂いたご意見の概要	ご意見に対する考え方
242	別紙1 2	「通電火災の防止、感震ブレーカーの設置」を追記すべき	<ul style="list-style-type: none"> <li>本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、具体的な施策や設備の記載は最小限にとどめ、施策の基本的な方向性を記述しているところですので、原案通りとさせていただきます。</li> </ul>
243	別紙1 2(6)	<p>以下の『』のとおり修正をしてほしい。</p> <p>「(6)『室内温熱環境』        快適な温熱環境の確保が図られるように、結露の防止等に配慮しつつ、断熱性、気密性等について、適正な水準を確保する。また住戸内の室温差が小さくなるよう、適正な『暖冷房設備を配置』する。」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>御意見の趣旨については、別紙1住宅性能水準2(6)「断熱性、気密性等について、適正な水準を確保する」、3(1)「断熱性の向上やエネルギー効率の高い設備機器の使用など」に含まれており、原案通りとさせていただきます。</li> </ul>
244	別紙1 2(6)	<p>「・・・また、住戸内の『室温が一定以上あり、かつ』室温差が小さくなるよう、適正な水準を確保する。」と記載してほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>御意見の趣旨については、目標4(1)(基本的な施策)「ヒートショック対策等の観点から踏まえた良好な温熱環境を備えた住宅の整備、リフォームの促進」と記載しており、原案通りとし、計画の実施にあたり適切に対応してまいります。</li> </ul>
245	別紙1 2(6)	住宅自体の性能としては熱容量も基軸に加えて評価すべきであり、近年注目されている潜熱蓄熱建材等の利用も評価してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、具体的な施策等の記載は最小限にとどめ、基本的な施策の方向性を記述しています。頂いた御意見を参考としつつ、基本的施策を踏まえ、具体的な施策を検討・実施してまいります。</li> </ul>

整理番号	意見関係箇所	頂いたご意見の概要	ご意見に対する考え方
246	別紙1 2(6)	以下の『』の部分を追加してほしい。 「快適な温熱環境の確保が図られるように、結露の防止等に配慮しつつ、断熱性、気密性、『蓄熱性』等について、適正な水準を確保する。また、住戸内の室温差が小さくなるよう、適正な水準を確保する。」	<ul style="list-style-type: none"> <li>蓄熱性に関しては、「断熱性、気密性等」の中に含まれており、原案通りとさせていただきます。</li> </ul>
247	別紙1 2(6)	以下の『』の「潜熱蓄熱性」を加筆してほしい。 「快適な温熱環境の確保が図られるように、結露の防止等に配慮しつつ、断熱性、気密性、『潜熱蓄熱性』等について、適正な水準を確保する。また、住戸内の室温差が小さくなるよう、適正な水準を確保する。」	<ul style="list-style-type: none"> <li>御意見の趣旨については、別紙1住宅性能水準2(6)「断熱性、気密性等について、適正な水準を確保する」と記載しており、蓄熱性についても含まれることから、原案通りとさせていただきます。</li> </ul>
248	別紙1 2(6)	以下の『』の部分を追記してほしい。 「快適な温熱環境の確保が図られるように、結露の防止等に配慮しつつ、断熱性、気密性、『蓄熱性』等について、適正な水準を確保する。また、住戸内の室温差が小さくなるよう、適正な水準を確保する。」	<ul style="list-style-type: none"> <li>御意見の趣旨については、別紙1住宅性能水準2(6)「断熱性、気密性等について、適正な水準を確保する」と記載しており、蓄熱性についても含まれることから、原案通りとさせていただきます。</li> </ul>
249	別紙1 (7) 2(6)	断熱性等または居住性能の室内空気環境、温度のバリアフリー化及び快適性を追加してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>御意見の趣旨については、別紙1住宅性能水準2(6)「断熱性、気密性等について、適正な水準を確保する」と記載しております。</li> </ul>

整理番号	意見関係箇所	頂いたご意見の概要	ご意見に対する考え方
250	別紙1 3(1)	以下の『』の「潜熱特性」を加筆してほしい。 「自然エネルギーの利用、断熱性『や蓄熱特性の』向上やエネルギー効率の高い設備機器の使用などエネルギーの使用の合理化」	・御意見の趣旨については、「断熱性の向上やエネルギー効率の高い設備機器の使用など」との記載に含まれることから、原案通りとさせていただきます。
251	別紙1 3(1)	以下の『』の部分を追記してほしい。 「自然エネルギーの利用『や蓄熱材の活用』、断熱性の向上やエネルギー効率の高い設備機器の使用などエネルギーの使用の合理化、断熱材のノンフロン化等について、適切な水準を確保する。」	・御意見のあった箇所は住宅の性能水準に関する記載であり、蓄熱材など個別の建材の性能に関する内容は馴染まないため、原案通りとさせていただきます。
252	別紙2(1)	以下『』のとおり追記してほしい。 「①地震・大規模な火災に対する安全性 地震による住宅の倒壊及び大規模な火災に対して安全であること。 『また地震の二次災害となる火災の発生源にならないよう、感震ブレーカーを設置して、電気火災の発生を防ぐこと。』」	・本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、具体的な施策の記載は最小限にとどめ、施策の基本的な方向性を記述しているところです。
253	別紙2(1)	居住環境水準の「(1)安全・安心」に、以下の項目を追加してほしい。 「⑤安心できる近隣関係 コミュニティの支え合いによって孤立しない人間関係を保つ仕組みができてきていること。」	・別紙2居住環境水準(1)は、良好な居住環境の阻害要因への対応の必要性に関して記載しているものであり、良好なコミュニティの維持については、(3)①で記載しており、原案通りとさせていただきます。

整理番号	意見関係箇所	頂いたご意見の概要	ご意見に対する考え方
254	別紙2(2)	地域の気候・風土、歴史、文化等に合致した住宅を地域ごとにまとめて、その住宅を地域推奨型として施策を示してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画は今後10年間における施策の方向性を定める全国的な基本的計画であるため、各地域ごとの特性に応じた施策の記載をするものではありません。</li> <li>・なお、第4(4)において、市町村において、地域の特性を踏まえ、施策の方向性を示す基本的な計画を定めるよう記載しております。</li> </ul>
255	別紙2(2)	良質な古民家の積極的活用について記載してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「古民家の活用」については、目標7(2)(基本的な施策)「・・・古民家等の空き家の改修・DIY等を進め・・・」と記載しております。</li> </ul>
256	別紙2(3)	居住環境水準の「(3)持続性」の①良好なコミュニティ及び市街地の持続性には、日常の助け合いの関係性が保たれたコミュニティとなるような検討が必要である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・御意見の趣旨については、別紙2居住環境水準(3)①に記載しております。</li> </ul>
257	別紙4	最低居住面積水準について、現在は戸建て・マンション等を想定し算出されているが、住宅確保要配慮者のためにも、シェアハウスにおける最低居住面積水準も規定すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別紙4の注記において、「適切な規模の共用の台所及び浴室があり、各個室に専用のミニキッチン、水洗便所及び洗面所が確保され、上記の面積から共用化した機能・設備に相当する面積を減じた面積が個室部分で確保されている場合」には、計算式から算出される面積によらないことができるとして記載しております。</li> <li>・また、セーフティネット登録住宅の登録基準においては、シェアハウスの場合の規模に係る基準を設けるとともに、地域の実情に応じて地方公共団体が基準を緩和、強化できることとしており、シェアハウスを含めたセーフティネット登録住宅の登録促進を図っております。</li> </ul>

整理番号	意見関係箇所	頂いたご意見の概要	ご意見に対する考え方
258	別紙5	生活困窮者や災害被災者、高齢化による単身世帯の入居希望者に対する、公営住宅の絶対個数の不足、既存の公営住宅の老朽化等の現状を記載すべき。新規建設への自治体財政支援の増額を明記し、公営住宅の入居基準の年収額引き上げにより、全年齢層が入居できるようすべき。また、定期借家制度は居住の権利を損なうものであり計画から削除すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、「基本的な施策」では、具体的な施策の記載は最小限にとどめ、予算措置・財源措置などを記載するのではなく、施策の基本的な方向性を記述しているところから。</li> <li>・別紙5では、都道府県における公営住宅の供給の目標量を示しており、各都道府県において、区域内における多様な住宅困窮者の居住の状況等を踏まえ、新規の建設を含めた対応をすることを求めており、定期借家制度については、既存ストックを最大限活用する観点から一つの方法として例示しているものであり、原案通りとさせていただきます。</li> </ul>
259	別紙5 2	路上生活者を考慮して記載すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別紙5は、都道府県における公営住宅の供給の目標量の設定の考え方について示したのですが、各都道府県においては、各都道府県の区域内における多様な住宅困窮者の居住の状況等の住宅事情を分析し、これを踏まえて、公的な支援により居住の安定の確保を図るべき世帯の数を的確に把握することとしております。</li> <li>・やむを得ず路上で生活されている方々についても、必要に応じて考慮すべきものと考えております。</li> </ul>
260	別紙5 3	「公営住宅の供給の目標量の設定の考え方」に和の住まい推進を含めてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別紙5は地方公共団体における公営住宅の供給の目標量について考え方を示したものであり、公営住宅の整備に関しては、省エネルギー性能、バリアフリー性能、耐久性等の確保に努めるとともに、世帯人数や身体状況等に応じた規模及び設備を備えたものになるよう努めるよう、性能に関する考え方を示しているものです。</li> <li>・一方、目標8（1）（基本的な施策）「和の住まいの推進」については、公営住宅に関しても当該趣旨が及びものです。</li> </ul>
261	その他	コロナ禍において、今後の基本計画を立案することよりも目下の支援策の立案が急務である。「住生活基本計画（全国計画）の変更（案）」の検討は、今の状況が良くなってからすべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年計画の策定から概ね5年が経過することから、今回、計画の見直しを行うものであり、御意見の趣旨については、目標5において、コロナ禍により生活に困窮している方を含めた住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備について記載しております。</li> </ul>

整理番号	意見関係箇所	頂いたご意見の概要	ご意見に対する考え方
262	その他	全文を通して、5G、DX、R住宅、PPP/PFIなど一般化していない用語の使用は、政府文書にふさわしくないため改めるべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・御指摘の用語は、「成長戦略実行計画」（令和2年7月閣議決定）、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和2年12月閣議決定）等の政府文書でも正式に記載されており、原案通りとさせていただきます。</li> <li>・なお、国土交通省HPにおいて、新たな住生活基本計画の用語解説を公表しております。</li> </ul>
263	その他	災害やコロナ禍における失業などによって住まいを失い、生命の危機に直面している国民生活の実態が明らかにされておらず、居住の安定の確保について具体的な施策が盛り込まれていない。「低所得者、被災者、高齢者、子どもの育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保が図られることを旨として、行わなければならない」という法の基本理念について具体的に記述すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、「基本的な施策」においては、施策の基本的な方向性を記述しています。</li> <li>・なお、「はじめに」において、自然災害が頻発・激甚化し、住まいや地域の安全・安心の確保に向けた取組が求められていることやセーフティネット機能の強化の重要性について、目標2において、頻発・激甚化する災害新ステージにおける安全・安心な住宅・住宅地の形成と被災者の住まいの確保を図るための基本的な施策について、目標5において、住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備を図るための基本的な施策について記載しています。</li> </ul>
264	その他	新たに設定される成果指標に対する意見募集はされるのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DXの推進、防災対策、子育て環境に関する成果指標については、皆様から頂いた御意見等を踏まえ、本文に記載の通り成果指標を設定させていただきました。</li> </ul>
265	その他	前回改定時には観測・実況指標についても公表されおり、今回も必要であるとするが、公表の予定はあるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観測・実況指標に関しても国土交通省HPにおいて公表しております。</li> </ul>

整理番号	意見関係箇所	頂いたご意見の概要	ご意見に対する考え方
266	その他	パネル型放射冷房の話題が取り沙汰されているが、一般ユーザーへ認知度が低く、販売促進向上に至っていない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、「基本的な施策」では、施策の基本的な方向性を記述しているところです。</li> </ul>
267	その他	地震へのリスク対策として、団地は低層化すべきではないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅の高さや階数にかかわらず、耐震性能を確保することが重要であり、目標2(1)(基本的な施策)「耐震改修・・・」を踏まえ、適切に対応してまいります。</li> </ul>
268	その他	マンションにおいては、諸外国の仕様を参考とすべき。土足の生活を前提としている点や、とりわけ、経済的で溺死リスクの少ない底が浅いタイプのバスタブを取り入れるべきである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、「基本的な施策」では、施策の基本的な方向性を記述しているところです。</li> </ul>
269	その他	マンションにおいて諸外国の仕様を参考にする場合、対応する家具もそれに合わせる事となるが、その際には地震対策を適切に講じる必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、「基本的な施策」では、施策の基本的な方向性を記述しているところです。</li> </ul>

整理番号	意見関係箇所	頂いたご意見の概要	ご意見に対する考え方
270	その他	公共建築物や旧耐震基準の建築物においては、災害時の電力供給に備えて創電設備を用意すべきではないか。また、「電気自動車から住宅に電力を供給する」とあるが、自家用であるならソーラー充電器、発電機等でも良いのではないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>御意見の趣旨については、目標2(1)(基本的な施策)「食料、物資、エネルギー等を住宅単体・共同で確保し、災害による停電、断水時等にも居住継続が可能な住宅・住宅地のレジリエンス機能の向上」と記載しており、原案通りとさせていただきます。</li> </ul>
271	その他	放射冷房パネル導入の住宅を体感して放射冷房の快適性を知ったが、放射冷房の性能評価が公になっておらず導入コストも一般ユーザーでは高額の花の状態。早期、放射冷房の評価ができるようにしてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、「基本的な施策」では、施策の基本的な方向性を記述しているところです。</li> </ul>
272	その他	安心して居住できる賃貸住宅の整備の推進について、不動産業者の協力も必要であるが、福祉業界との連携も必要である。また、物件の所有者(オーナー)に対しての補助や制度が充実しなければ、民間の賃貸住宅の整備・推進にはならない。不動産業者と福祉事業者の連携を盛り込んでほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>御意見の趣旨については、第4(1)③「住生活産業を担う民間事業者の役割が強く期待されるが、関連事業者のほか、保健医療・福祉等のサービス提供者、・・・など住生活に関わる民間団体等が、国、地方公共団体等と連携を図り、協力することが極めて重要である。」と記載しており、頂いた御意見も参考にしつつ、計画の実施にあたり適切に対応してまいります。</li> </ul>
273	その他	セーフティネット住宅の拡充についても、入居者に対する家賃補助も拡充されることも必要であるが、オーナーの不安の解消としての予算も必要である。家賃補助・物件オーナーへの補助を拡充してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であり、予算制度や財源措置について定めるものではありません。</li> </ul>

整理番号	意見関係箇所	頂いたご意見の概要	ご意見に対する考え方
274	その他	<p>地方自治体の計画に、セーフティネット住宅に関して、住宅局と福祉局は合同で協議を進めること、各自治体の不動産協会団体と社会福祉協議会・地域包括支援センターを同席させ、生の情報を共有することを必須とする。福祉関係行政も、地域の情報を住宅行政に反映することでよりよい地域での暮らしが実現する。地域包括ケアシステムの中心は住まいであり、地域であることを国土交通省としても認識し、住宅局と福祉局の連携、行政および民間への意識付けを計画で促進してほしい。</p>	<p>・御意見の趣旨については、目標5（2）（基本的な施策）「地方公共団体の住宅・福祉・再犯防止関係部局や、居住支援協議会、居住支援法人等が連携して、孤独・孤立対策の観点も踏まえ、住宅確保要配慮者に対する入居時のマッチング・相談、入居中の見守り・緊急時対応や就労支援等の実施」と記載しており、頂いた御意見を参考としつつ、計画の実施にあたり、適切に対応してまいります。</p>
275	その他	<p>住宅・住宅地のレジリエンスを上げることも大事であるが、災害が発生したときに居住者自身が自宅に居たときに何ができるのかをきちんと理解しておいてほしい。特に、賃貸住宅は、自分の持ち家でないことから、防災備品などを備えていたとしても、避難経路や消火器の位置を把握していないことが多い。賃貸住宅単位でも居住者の防災訓練の必要性を提示してほしい。</p>	<p>・御意見の趣旨については、目標2（1）「避難計画に基づく避難体制や避難施設の整備、避難場所の確保と連携した住宅改修・・・の推進」と記載されており、頂いた御意見も参考にしつつ、計画の実施にあたり、関係府省と連携を図りながら、適切に対応してまいります。</p>